
川口市新庁舎建設基本計画

平成27年8月

川口市

目 次

1. 新庁舎建設の必要性及び検討経緯	1
(1) 現庁舎の現状と課題	1
(2) 新庁舎建設の必要性	5
(3) 新庁舎建設の検討経緯	6
2. 庁舎の基本的な考え方	8
(1) 上位計画との整合性	8
(2) 基本方針	8
3. 庁舎の基本指標	10
(1) 将来人口	10
(2) 職員数、議員数の決定	11
4. 窓口や執務空間に関する考え方	12
(1) 市民利便性に関わる空間	12
(2) 市民協働・交流に関わる空間	12
(3) 行政機能に関わる空間	13
(4) 議会機能に関わる空間	14
5. 庁舎の機能	16
(1) 防災関係機能	16
(2) 環境共生に関わる機能	17
(3) バリアフリーに関わる機能	17
(4) その他の機能	18
6. 敷地利用計画に関する考え方	19
(1) 建設場所の考え方	19
(2) 鳩ヶ谷庁舎、第二庁舎、分庁舎等の将来の利活用方針	20
(3) 新庁舎の規模	22
(4) 敷地の利用方法に関する考え方	27
7. 建築計画に関する考え方	34
(1) フロアゾーニングイメージ	34
(2) 空間・機能の整備方針	35
8. 事業計画に関する考え方	51
(1) 地元経済への波及効果	51

(2) 新庁舎建設事業に適用可能な事業方式	51
(3) 設計者の選定方式	53
(4) 施工者の選定方式	53
(5) 運用管理方式.....	54
(6) 事業スケジュールの検討	54
(7) 概算事業費	55

1. 新庁舎建設の必要性及び検討経緯

現庁舎は、老朽化、耐震性不足、狭あい化等、さまざまな課題を抱えており、これまで新庁舎建設の必要性を検討してきました。

(1) 現庁舎の現状と課題

現在の本庁舎、第二庁舎、分庁舎及び鳩ヶ谷庁舎等を含む現庁舎は、市域の拡大や人口の増加、社会情勢の変化に伴う行政需要の増大等、その時代の要請に応じて、これまで増築や分庁舎への拡張等を繰り返してきましたが、老朽化、耐震性不足、狭あい化、分散化、バリアフリー¹への未対応等、さまざまな課題に直面しています。

1) 本庁舎の老朽化

本庁舎は竣工後55年が経過し、その後の増築部分や駐車場棟を含めても、40年以上経過しており、建物の内外装や設備、機能等の老朽化が進んでいます。

2) 耐震性不足

本庁舎の耐震性能について、平成18年度に本館と新館、平成21年度に別館と駐車場棟を対象に耐震診断をそれぞれ実施しました。その結果、本庁舎本館、新館、駐車場棟は、ほとんどの階において、また別館については1階部分について、構造耐震指標（ I_s 値）²が庁舎に必要とされている構造耐震判定指標（ I_s 値=0.75）³を下回り、耐震補強が必要であると判定されました。

多くの市民や職員が利用する施設として、また、首都直下地震等の大地震発生時には本市の防災対策のコントロールタワーとなる施設として、耐震性の高い、安全で安心できる庁舎であることが望まれます。

また、本市は地震の他、荒川の堤防決壊による浸水被害⁴への備えも求められます。

3) 狭あい化

本庁舎は狭あい化が進み、充実した市民サービス提供のため、本来は隣接すべき部署が離れていたり、階が異なったりと、機能の分散化を助長する要因となっています。

また、必要な窓口カウンター数や十分な待合スペースの確保ができず、充実した市民サービスの提供が難しくなっています。受付カウンターのスペースを確保できないことから、廊下に受付が迫り出している例も見られます。相談スペースが十分に確保できないことから、プライバシーへの配慮も課題として挙げられています。

¹ 障害のある人等が社会生活をする上で障壁（バリア）となるものを除去する考え方のこと。

² 対象となる建築物が有している耐震性能を表す。

³ 想定した地震動に対して、対象となる建築物が安全であるとされる構造耐震指標。

⁴ 「川口市洪水ハザードマップ 平成25年3月改訂」によると、概ね200年に1回程度発生する規模の大雨（3日間の総雨量548mm程度）により、荒川の堤防の破堤等を想定した場合、川口市の南部地域は、2.0～5.0m未満の浸水被害が想定されている。

4) 庁舎等の分散化

急激な人口増による事務量の増大等を背景に、本庁舎は増築や分庁舎を活用する等、規模を拡大してきました。平成16年に環境部の事務部門が、朝日環境センターリサイクルプラザ棟に移転する等、本庁舎機能の分散化が進みました。

そのため、来庁者は来庁の目的によっては、複数の窓口、複数の庁舎をわたり歩くことを余儀なくされ、また、同時に職員の移動も必要となるため、事務作業の非効率化にもつながっています。

平成23年の鳩ヶ谷市との合併の際には、鳩ヶ谷支所として市民の窓口を鳩ヶ谷庁舎に残し、市民生活の利便性に配慮しています。しかし、建設部、都市計画部、都市整備部等の建設部門や危機管理部を鳩ヶ谷庁舎に移転したことにより、本庁舎機能の分散化がさらに進みました。

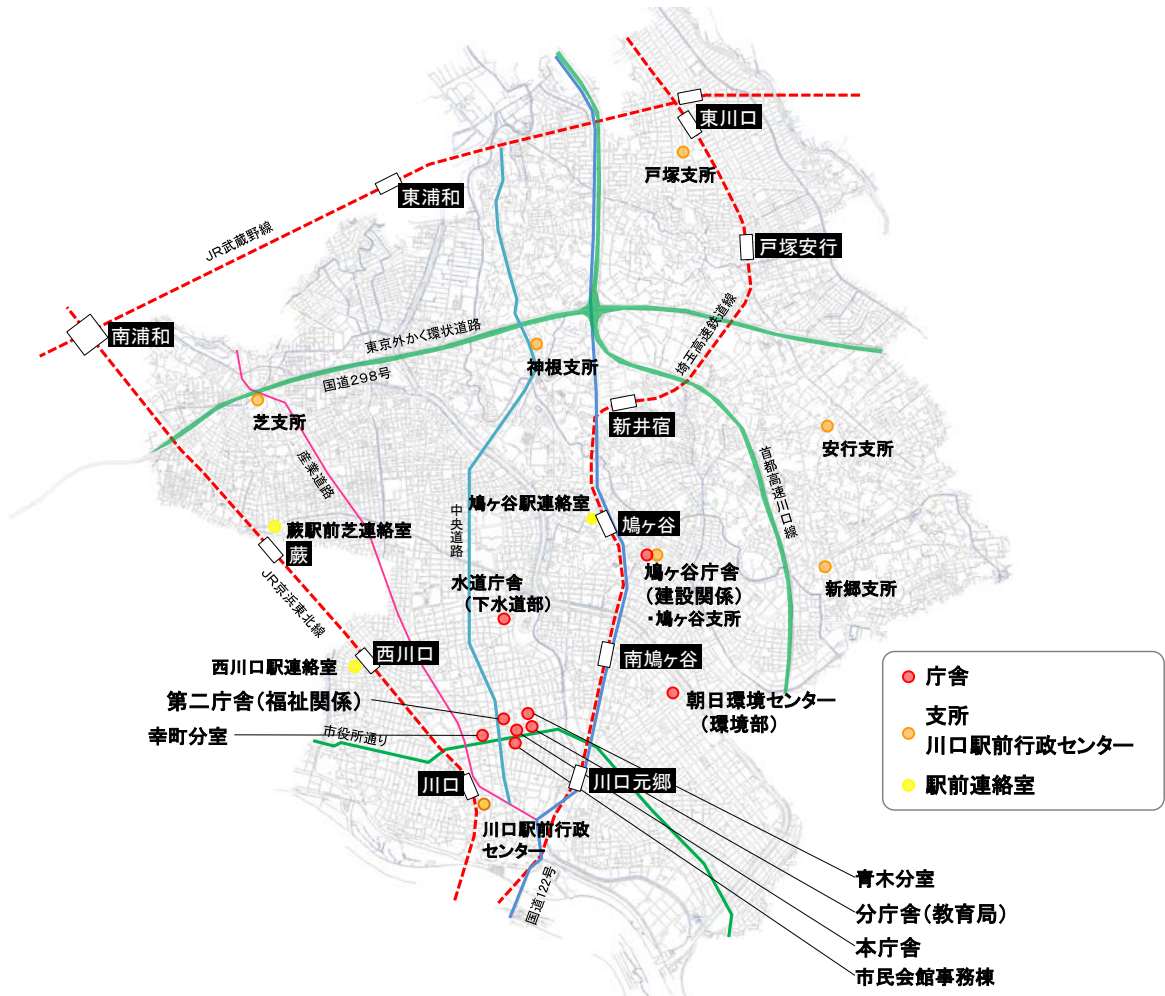
市民サービスの向上や業務効率化の観点から、本庁舎や第二庁舎、分庁舎、鳩ヶ谷庁舎を庁舎全体として、効果的に活用することが課題となっています。

市庁舎等の概要（平成26年7月1日現在）

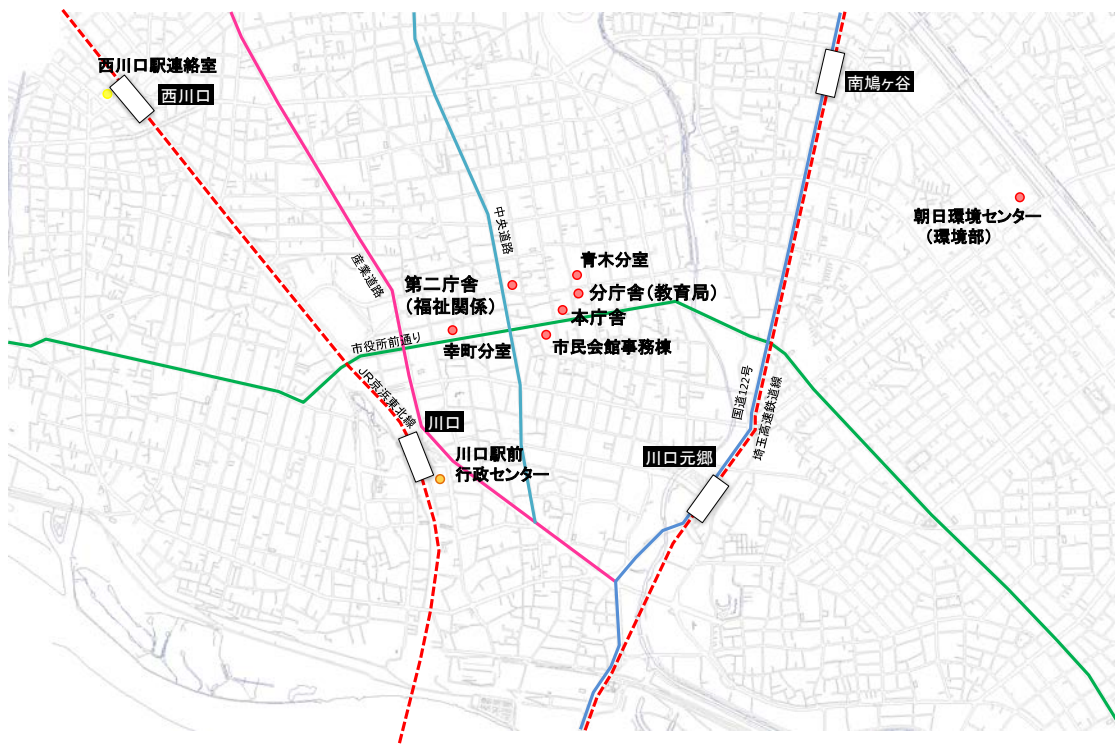
施設名称		竣工年月日	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	勤務職員 数(人)
本庁舎	本館	昭和34年12月25日		1,338.8	7,315.8	764
	新館	昭和39年9月11日		2,028.4	3,460.7	
	控室	昭和43年12月25日		120.6	211.6	
	別館	昭和47年11月25日		445.8	978.5	
本庁舎計			8,649	3,933.6	11,966.6	764
分庁舎		昭和57年12月9日	492	344.7	976.5	102
第二庁舎		平成3年3月20日	1,613	1,083.8	3,799.5	294
幸町分室		平成5年10月1日	240	64.8	129.6	8
青木分室		平成11年8月31日	500	240.8	460.7	31
市民会館 事務棟		昭和41年10月14日	5,528	1,233.2	2,937.6	84
分庁舎等計			8,373	2,967.3	8,303.9	519
駐 車 場 棟		昭和46年8月31日	—	1,901.4	6,455.0	
(鳩ヶ谷庁舎) 支所と保健ステーション を除いた部分		平成7年2月28日	11,577	3,018.0	(11,385.8) 9,152.1	254
(朝日環境センター) うちリサイクルプラザ棟 環境部事務部門		平成14年11月29日	31,025	3,147.9	(33,091.2) 750.0	65
(水道庁舎) うち下水道部		昭和43年12月A棟 平成10年2月C棟	15,120	1,856.7	(5,844.5) 650.0	63
合 計			74,744	16,824.9	37,277.6	1,665

(注) 職員数はパート等を含めた人数。その他の庁舎に14名の職員が配置されており、職員数の合計は1,679名となる。(14名の内訳：キューポ・ラ4名、人財育成センター4名、芝園分室6名)

市庁舎等の位置



本庁舎付近拡大図



5) バリアフリー対策の遅れ

本庁舎は狭あい化が進み、市民の窓口スペースの通路幅が狭くなっていたり、増築により経路等に段差が生じていたりする等、高齢者や障害者の方等が利用しやすい庁舎にはなっていません。また、高齢者、障害者や子ども連れの方等が利用しやすい多機能トイレの整備等も不十分です。

6) 環境負荷低減への対応の必要性

本庁舎は老朽化が進み、空調設備等も古くから利用している機器が多く、維持管理費がかさむため、ライフサイクルコスト⁵の削減が課題となっています。

同時に、大規模な事業所として、率先して環境負荷の低減に取り組むことが強く求められています。

7) 大規模災害に対する備えの必要性

川口市地域防災計画では、災害時には、原則として鳩ヶ谷庁舎3階会議室に災害対策本部を設置すると計画されています。しかしながら、災害対策本部を構成する職員が、本庁舎と鳩ヶ谷庁舎に分かれている等、初動体制の構築にも課題があります。

また、耐震診断の結果からは大地震の発生で、本庁舎が被災する可能性が高く、災害対応へ支障が生じることも懸念されます。

⁵ 構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと。

(2) 新庁舎建設の必要性

市庁舎には、来庁者や職員の安全の確保と市民サービスの継続を図るため、大規模な地震や水害等の災害に対する建物の安全性が求められます。同時に、災害対応の司令塔として、災害発生時には迅速に市民へ情報を提供し、災害対策にあたることが求められます。

平成18年度および平成21年度に実施された本庁舎の耐震診断調査では、建築物の耐震性能を示す基準である構造耐震指標（I_s値）が、本庁舎本館の最も低いところで0.18という調査結果となりました。これは、庁舎に必要とされる構造耐震判定指標（I_s値=0.75）を大きく下回るものであり、大規模な地震に対して倒壊や崩壊の危険性が高いとの判定でした。

この結果を踏まえ、耐震補強と建替えの2つの方法で耐震性能を確保する検討を実施しました。

本庁舎を耐震補強する場合と同規模の庁舎を新たに建設する場合を比較したところ、まず、コストの面では、前者は約80億円～93億円⁶、後者は約95億円と試算されました。

また、機能面では、耐震補強する場合は、工事に伴い庁舎及び駐車場の利用が制約されること、その間、市民サービスの低下が懸念されること、現有以上の性能を持つ設備更新が不可能であること等が指摘されました。一方、同規模での庁舎を建設する場合は、省エネも兼ね備えた設備機器導入が可能であり、ライフサイクルコストの低減が期待でき、長期的な費用対効果を考慮すると耐震補強する場合と比べて優位となります。また、新規に建設することで、狭あい化、老朽化、市民サービス機能の低下、バリアフリーへの対応等の本庁舎が現在抱える課題を解消することができます。

以上のことから、本庁舎は高い耐震性能を備えることが急務であり、また、耐震補強工事ではなく、建替えにより、本庁舎の課題を解決することが適切と判断しました。

⁶ 本庁舎耐震補強の場合、移転をせず、執務をしながらの耐震補強工事と仮庁舎に移転しての補強工事の2種類が検討され、それぞれ約80億円、約93億円と試算された。

(3) 新庁舎建設の検討経緯

これまで本市では、新庁舎の建設について、下表に示すとおり、本庁舎の耐震性や公有財産活用の観点から検討してきました。

本庁舎は、耐震診断の結果から、高い耐震性能を備えることが急務であり、現庁舎の課題解決のため建替えの方向で検討すると結論づけました。

また、新庁舎の建設場所については、庁舎立地の歴史的経緯を踏まえ、平成25年12月に、「現本庁舎敷地並びに現市民会館及び同事務棟敷地」とすることが議会で可決されました。

なお、昭和63年度より庁舎建設基金（現：庁舎等整備基金）を設置し、積み立てを開始しています。平成26年度末現在で、約63億7千万円となっています。

新庁舎建設の検討経緯

実施年	内容	結果
平成18・21年	本庁舎の耐震診断実施	すべての棟で、庁舎の安全性の目安であるI _s 値=0.75を満たしていない。
平成21年5月	議会（公有財産活用・災害対策特別委員会）において方向性の検討 （ア）本庁舎耐震補強費用 （イ）現庁舎と同規模で建替えた場合の工事費用	今後、耐震補強工事ではなく、建替えの方向で検討する。
平成23年8月	議会（危機管理対策・庁舎整備等特別委員会）において庁舎の規模を検討	3つの検討方法により、庁舎規模を提示（3案）した。
平成24年2月	議会（危機管理対策・庁舎整備等特別委員会）において容積率の検討	現行容積率では仮定した40,000㎡の建物が建築できないため、容積率の緩和の検討が必要である。
平成24年11月～25年8月	川口市庁舎建設審議会（25名）で新庁舎の建設場所を審議 「現本庁舎敷地並びに現市民会館及び同事務棟敷地」または「スキップシティC街区敷地」の2箇所を候補として検討	「総合的に判断して、スキップシティC街区の方が優れている。ただし、歴史的経緯や市民の思い等をどのように斟酌すべきかは、最終的には市長、議会の判断に委ねる」との答申があった。
平成25年12月	建設地について、前市長は「現本庁舎敷地並びに現市民会館及び同事務棟敷地」にて決断し、議会に議案として上程	賛成多数で可決される。

本庁舎の耐震診断実施結果（平成18・21年）

棟	構造・面積	建築年次	最小I _s 値
本館	鉄筋コンクリート造 地上5階 地下1階 7,315.8 m ²	昭和34年	0.18
新館	鉄筋コンクリート造 地上3階 3,672.3 m ²	昭和39年	0.19
別館	鉄筋コンクリート造 地上3階 978.5 m ²	昭和47年	0.27
駐車場棟	鉄筋コンクリート造 地上4階 6,455.0 m ²	昭和46年	0.46

※ I_s 値：建物の耐震性能を表す指標。震度6強程度の地震で以下の通りとされています。

- ・ I_s < 0.3 ……倒壊または崩壊する危険性が高い
- ・ 0.3 ≤ I_s < 0.6 ……倒壊または崩壊する危険性がある
- ・ 0.6 ≤ I_s ……倒壊または崩壊する危険性が低い

【安全性の目安】

- ・ 住宅、一般建築物等：0.6以上
- ・ 庁舎、病院、学校等：0.75以上
- ・ 災害対策本部等：0.9以上

2. 庁舎の基本的な考え方

(1) 上位計画との整合性

新庁舎の建設においては、本市の基本的な計画、方針と整合するとともに、その理念を体現する庁舎であることが重要です。

本市の上位計画として次のようなものがあげられます。

- 川口市総合計画
- 川口市地域防災計画
- 川口市都市計画基本方針
- 川口市環境基本計画
- 川口市地球高温化⁷対策実行計画（区域施策編）
- 川口市緑の基本計画

(2) 基本方針

新庁舎の整備にあたっては、新庁舎が市民の共有財産として、日常生活のよりどころとなる施設となることを踏まえ、本市の目指すまちづくりの実現に貢献し、また率先する存在となることに留意します。

これらを踏まえ、新庁舎整備の基本方針を次のように定めます。

1) 市民が利用しやすく親しみやすい庁舎

今後ますます進むと考えられる高齢化や市民ニーズの多様化へ対応するため、市民が手続き・相談等の市民サービスを利用しやすい庁舎を目指します。また、本市のまちづくりを先導する拠点として、市民に親しまれる庁舎を目指します。

2) 災害対策拠点として安全・安心な庁舎

首都直下地震や水害への備えが急務となる中、市民と職員が安心して利用できる安全性を備えた庁舎を目指します。また、大規模災害の発生時には、迅速な災害対応や市民への情報発信を行う、災害対策本部機能としての役割が求められます。こうした役割を十分に果たすことのできる、安全・安心な庁舎を目指します。

⁷ 川口市では、平成21年4月1日から、職員はもとより市民、事業者のみなさんに地球規模の危機を認識していただくため、温かく過ごしやすいイメージがある「地球温暖化」から「地球高温化」へ変更し使用している。

3) すべての人にやさしい庁舎

高齢者、障害者、乳幼児連れや日本語に不慣れな方等が利用しやすいよう、バリアフリーに取り組むことはもちろん、ユニバーサルデザイン⁸の考え方に基づき、市役所を訪れるすべての人に安全でわかりやすく、ゆとりのある庁舎を目指します。

4) 環境対策に配慮した庁舎

川口市環境基本計画、川口市地球高温化対策実行計画、かわぐちグリーン・エネルギー戦略等に定められた目標を率先して実現するため、自然エネルギーの活用や雨水再利用、建物、設備、機器の省エネルギー化に取り組み、環境負荷を低減し、環境にやさしい庁舎とすることを目指します。また、維持管理コストを削減し、ライフサイクルコストの縮減を実現することを目指します。

5) 社会環境の変化に柔軟に対応できる庁舎

庁舎は市民に長期に利用される施設であり、社会環境の変化に伴う行政改革や行政サービスの多様化に柔軟に対応していくことが求められます。また、本市は平成30年度を目途に中核市の指定に向けて取り組んでいるところです。

そのため、組織や働き方の改編の度に増築や大規模な改修によらず、経済性にも配慮しながら時代の変化に即応していく柔軟性のある庁舎を目指します。

6) 「ものづくり」の歴史を伝え地場産業の発展に貢献する庁舎

本市は江戸時代以降、特に鋳物産業、植木や苗木の栽培が発展し、今日の発展の基となりました。現在では全国でも有数の中小企業のまちとして、鋳物、機械、木型および関連産業等、多種多様な業種が集積しています。また、植木業は、造園技術の進歩等で多様な形態として、緑化産業が成長し「安行ブランド」といわれるほどになってきました。

新庁舎は、こうした産業の蓄積を市民はもちろん、より広く発信し、川口市総合計画に掲げる、本市産業を担う人材の育成や「ものづくり」の伝統ある地場産業の発展に貢献することを目指します。

⁸ バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう生活環境等をデザインする考え方。

3. 庁舎の基本指標

庁舎は将来にわたり長く利用されるものであり、本市の人口動向等を踏まえた上で庁舎規模を検討することが必要です。

ここでは、庁舎の規模を算定するための基本指標として、人口、職員数、議員数についての現状と将来推計の結果を示します。

(1) 将来人口

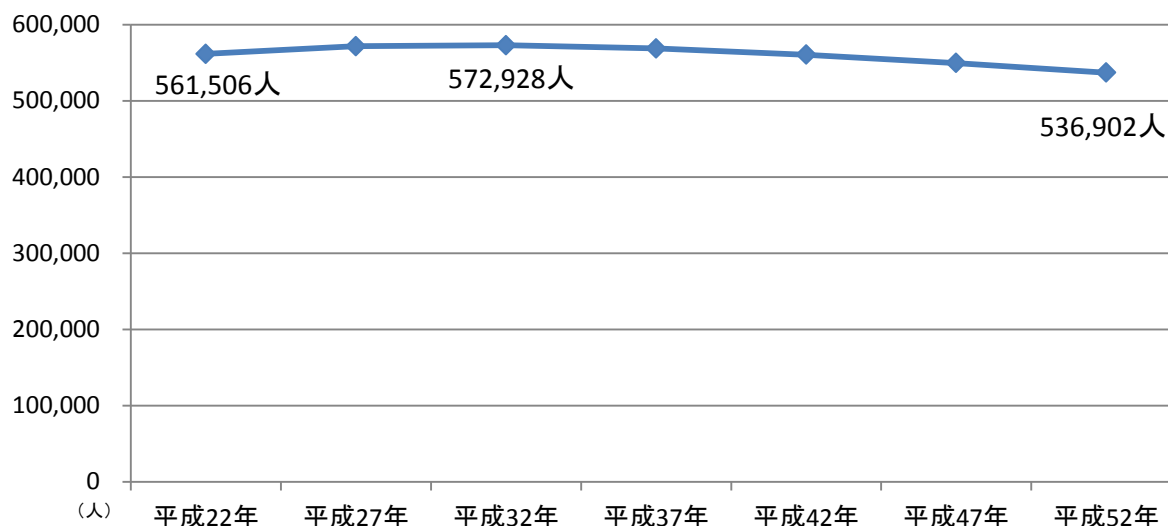
本市の人口は近年も増加を続け、現在、589,205人（平成27年1月1日現在。住民基本台帳による。）となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口推計結果（平成22年の国勢調査に基づく推計⁹）でも、本市の人口は平成32年まで緩やかに増加すると予測されていました。

しかし、我が国の総人口が減少していく中、本市でも将来的には人口の減少が予測されます

新庁舎の整備にあたっては、こうした人口の推移も踏まえて、そのあり方を検討することが必要です。

川口市の将来人口推計



※平成23年10月11日、川口市と鳩ヶ谷市が合併。平成22年の数値は両市の合算値。

出典：国立社会保障・人口問題研究所 「男女・年齢(5歳)階級別データ『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計)」

⁹ 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計は、平成22年までの国勢調査結果に基づく推計値である。

(2) 職員数、議員数の決定

本市は、これまで第1次定員適正化計画（平成10～14年度）及び第2次定員適正化計画（平成15～17年度）を策定し、職員数（パート等を除く）の定員管理を実施してきました。

さらに、「川口市行政改革集中改革プラン」において、過去の実績を踏まえ明確な数値目標を設定した第3次定員適正化計画を策定し、計画的な職員数の抑制に取り組むこととしました。平成17年度から平成21年度までの5年間については、いわゆる団塊の世代の大量退職を迎えたことに加え、新規職員採用を抑制することにより、計画的職員削減を図ってきたところです。

新庁舎の整備にあたっては、現状の職員数を前提として検討を進め、その時々の方針の変更や組織の規模に応じて柔軟に見直しを図ることとします。本市は平成30年度を目途に中核市の指定に向けて取り組んでいるところであり、中核市に指定された場合には職員数を見直すことが想定されます¹⁰。

職員数の推移

（各年4月1日現在、単位：人・％）

部門 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	2,089	2,055	2,048	1,993	1,966	1,978	▲ 111 (▲ 5.3%)
教育	616	600	593	598	586	534	▲ 82 (▲ 13.3%)
消防	549	544	543	543	540	540	▲ 9 (▲ 1.6%)
公営企業	1,106	1,097	1,087	1,094	1,112	1,100	▲ 6 (▲ 0.5%)
総合計	4,360	4,296	4,271	4,228	4,204	4,152	▲ 208 (▲ 4.8%)

※職員数は定員管理調査における部門別職員数

※平成23年度以前の人数は合併前の川口市と旧鳩ヶ谷市の合計職員数

出典：川口市ホームページ「川口市人事行政の運営等の状況の公表について、平成25年度の状況の公表（平成26年度（平成27年3月1日付）公表）」

現在の本市の議員定数は、条例上42名となっています。現在、本市は平成30年度を目途に中核市の指定に向けて取り組んでいるところであり、中核市に指定された場合には議員数を見直すことも想定されることから、この動向を踏まえて議会施設の検討を進めていくことが必要です。

¹⁰ 中核市に指定された際の職員数の増加は、100人程度となることが想定されている。

4. 窓口や執務空間に関する考え方

(1) 市民利便性に関わる空間

市民が利用しやすく、親しみやすさを感じられる窓口等の市民利用空間を整備します。

1) 市民が利用しやすい窓口サービスの提供

①誰にでもわかりやすい案内機能

来庁者が、より早く・迷うことなく目的とする窓口に行けるように、わかりやすい案内表示や総合案内の設置を検討します。

②市民にとって便利な窓口機能

市民にとって身近な手続きを受けられる窓口機能は、新庁舎の低層階になるべく集約する、市民が手続きをできる限りまとめて行うことができる等、市民の行きやすさや利用しやすさ、市民への案内のしやすさに配慮します。

③安心・快適に利用できる窓口・相談環境の整備

市民が安心して手続きや相談ができるよう、プライバシーやユニバーサルデザインに配慮した窓口・相談環境を整備します。特に機微な個人情報等を取り扱う場合にはプライバシーに配慮した空間を設けます。

また、来庁者が用件を完了するまで、待ち時間を快適に過ごすことができるように待合スペースを充実します。

2) 庁舎の利便性を向上させる施設の併設

①市民ニーズの高い施設・サービスの提供

市民が新庁舎を気軽に利用でき、市役所の手続きの待ち時間を有効利用するための施設・サービスの導入について、市民ニーズや周辺の同種施設の立地状況等を踏まえ、検討します。

(2) 市民協働・交流に関わる空間

市民協働や市民同士の交流の促進に貢献する機能の充実を図ります。

1) 市民協働の活性化につながる空間

①市民協働空間の拡充

今後の市民協働活動をより積極的に推進していくため、こうした活動を行うためのスペースの拡充を検討します。

②市政情報コーナーの拡充

市民が必要な市政情報を入手できるスペースを拡充することを検討します。

2) 市民同士の交流が促進される空間

①市の情報を発信する多目的スペースの配置

市民向けのイベント・展示等の開催や川口市の観光資源や歴史等の発信が可能なスペースを設置することを検討します。

(3) 行政機能に関わる空間

効率性、機能性、安全性に配慮し、職員が意欲高く働くことのできる執務空間を整備します。

1) 職員が働きやすい執務室の実現

①業務上のつながりに配慮した業務効率を高める空間配置

新庁舎への機能集約を可能な限り図り、分散化を解消することに加え、部署や諸室の配置は業務上のつながりに配慮し、可能な限り近くに配置することで、業務の効率性を向上させます。

②将来の変化に柔軟に対応する執務室の整備

執務室は必要な広さを確保し、開放的で視認性が高く、職員のコミュニケーションを円滑化するオープンなフロアを目指します。

また、解決すべき課題が多様化する中、行政組織も柔軟に改編していきます。こうした組織の改編にあわせて大規模なレイアウト変更の工事を必要としない、ユニバーサルレイアウト¹¹の導入等、将来の組織の変化や働き方に柔軟に対応できる執務室を検討します。

③執務室のICT対応の促進

執務室は高速無線LANを採用する等、ICTへの対応を進めます。

また、情報通信技術は日々進展しているため、将来の情報化の動向を見据えながら、本市の情報化の方針を基本として、ICTを積極的に活用します。

④会議・打合せスペースの充実

必要に応じてフレキシブルに利用できる共用の会議室や打合せスペースを設置し、現庁舎では不足している会議スペースの充実を図ります。

また、税申告の受付や期日前投票、大量の発送業務、職員の研修等、一時的に大きなスペースを必要とする業務に備え、大規模な会議室を設けます。この会議室は、利

¹¹ 組織にあわせてのレイアウト変更工事が不要なオフィスレイアウトシステム。標準化されたオフィスレイアウトであり、物を動かさず、人が移動することで組織の変化に対応する考え方。そのため、異動の際の工事費等を大幅に削減できる。

用人数や用途によって規模を柔軟に変更できるものとする等、限られたスペースの有効利用にも配慮します。

⑤書庫・倉庫の適切な配置

新庁舎の整備にあたって、保存する必要のない文書や重複して保有する文書、また、不要な物品の削減を進め、書庫や倉庫のスリム化を目指します。その上で必要となる書架、書庫、倉庫を適切に配置します。

2) 執務空間の防犯、情報管理対策の強化

①執務空間のセキュリティ性能の向上

庁舎は、多くの行政情報や個人情報扱うため、執務空間には高い防犯性能や徹底した情報管理の対策が求められます。空間の配置方法、ICカード等による認証システム¹²の導入を検討し、執務空間のセキュリティ性能の向上を目指します。

なお、特に高いセキュリティが求められる情報システムや職員情報を扱う部門等には、複数の手段によりセキュリティを確保します。

②情報管理対策の強化

新庁舎の整備にあたって、特に重要な行政情報や個人情報を扱う電算機室等については情報セキュリティの確保のほか、安定した電源の確保や通信回線の多重化¹³等、業務の継続性についても配慮した設計とします。

3) 職員が意欲高く働くことのできる執務サポート機能の充実

①室内環境の快適性の向上

職員が健康を維持して円滑に業務にあたることのできるよう、執務室は採光や換気に配慮し、職員が働きやすい環境を目指します。

また、職員の業務効率の向上に資するよう、リフレッシュスペース等の設置を検討します。喫煙室は、来庁者と職員の受動喫煙に配慮し、設置の是非を引き続き検討します。

(4) 議会機能に関わる空間

円滑な議会運営に必要となる諸機能の充実にあわせて、議員、職員、市民の誰もが利用しやすい議会施設となるよう優れた機能性を有する施設を整備します。

1) 機能性に優れた議会施設の充実

円滑な議会運営に資するよう、議場をはじめとして、委員会室、議員控室、各種会

¹² 個人を識別する装置やシステムのこと。対象者を電子カードやパスワード、生体の一部等より判別し証明するシステム。

¹³ 情報システムの一部に何らかの障害が発生した場合に備えて、障害発生後でもシステム機能を維持し続けられるような予備機能をバックアップとして配置し運用すること。

議室、議会図書室等において機能性に優れた施設の充実を図ります。

2) 利用しやすい議会施設の整備

議会機能の独立性を踏まえながら、議員、職員はもとより、訪れる市民にとっても安全で利用しやすいよう、議場や諸施設の配置、動線に配慮した整備をします。

また、議場や傍聴席、通路等のバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい施設とするとともに、傍聴席を充実させることにより市民の来庁に対応できるよう配慮します。

5. 庁舎の機能

(1) 防災関係機能

災害発生時に、庁舎は市民の生命を守るための防災拠点、また災害対策活動の指令拠点としての役割を担うことが求められます。これらの役割を十分に発揮できるような機能を整備します。

1) 災害対策本部機能

庁舎は災害発生時に応急対応、復旧・復興の活動拠点となることから、議会、消防等のさまざまな関係機関と連携を図ることが可能となる災害対策本部を設置します。

災害対策本部は、平常時には職員向けの大きな会議室や多目的ホールとしても利用可能とします。

2) 災害対策スペース

災害発生時に市民の一時避難スペース、支援物資の受入れスペース、ボランティア待機スペース等さまざまな用途に使用できる大きな空間の設置を検討します。

3) 災害に配慮した施設構造

①地震に対する構造安全性

新庁舎は大規模地震発生時に庁舎利用者の安全を確保するとともに、被災後に速やかに業務を再開できるように建物の構造体、非構造部材、設備機器について十分な耐震性を確保するようにします。

②水害に対する安全性

新庁舎は荒川の氾濫の可能性がある地域に属していることや、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対応できるよう、災害発生時に業務遂行の必要性のある居室は地下に設けない等、水害に対する安全性を確保するようにします。

③設備の安全性

災害発生時の業務の継続性を確保する観点で、設備についても安全性が求められます。設備系統の多重化や、エネルギー供給が遮断された際にも対応できるように、非常用自家発電設備からの電力供給や雨水貯留槽、燃料の備蓄機能等を備えます。

また、水害発生時に備え、設備機器は浸水の可能性のある階には設置しないようにします。

④重要な情報の保全

災害発生時の業務の継続性を確保する観点で、市が保有する重要な情報についてもその保全が求められます。そのためICTを活用し、情報システム全体について遠隔

地にバックアップを保管する等、迅速な復旧が可能なシステム環境を整備します。

(2) 環境共生に関わる機能

地球高温化対策等の自然環境への負荷を低減するとともに、ライフサイクルコストを抑えた庁舎を目指します。

1) 自然エネルギーの活用

自然採光・自然通風や太陽光発電、雨水の利用等、自然エネルギーを積極的に活用します。

庁舎敷地や庁舎建物の緑化を進め、施設内に自然環境をできるだけ確保し、ヒートアイランド現象の緩和に寄与するようにします。緑化については「川口市緑の基本計画」に基づき緑地面積20%を確保します。

また、「川口市地球高温化対策実行計画（区域施策編）」に示されるように建築、設備、機器の省エネルギー化を図ることや再生可能エネルギー利用等を促進することで、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

2) ライフサイクルコストの低減

建物のライフサイクルコストを低減するために、建設段階はもとより、維持管理段階のコスト削減に留意します。

自然エネルギーの活用等、建物、設備、機器の省エネルギー化を進めるとともにリサイクル材等の低環境負荷材料の使用を検討します。

建物の長寿命化を図るために、建物のフレキシビリティを確保するとともに耐久性の高い部材・機器を活用します。建物の目標耐用年数は「川口市施設マネジメント基本方針」に基づき、原則として65年以上とします。

(3) バリアフリーに関わる機能

庁舎は、高齢者、障害者や日本語に不慣れな方等さまざまな来庁者が利用する施設であるため、バリアフリーの観点から、誰でも使いやすくわかりやすい建物とすることが求められます。

1) 建物内部の配慮

相談を伴うような業務空間では、高齢者や障害者等にも配慮した誰でも利用しやすい窓口構成とします。また、廊下や階段は、誰もが安全で移動しやすいように十分な幅員を確保するとともに、障害者や乳幼児連れの方等にも配慮し、多機能トイレを設置します。

2) 建物外部の配慮

駐車場は歩行者と自動車の動線を明確に区分し、車いす利用者用駐車場は庁舎の出

入口付近に確保します。また、雨天や暑気の対策も検討します。

公共交通機関の利用に配慮し、バス停や車寄せは庁舎の出入口付近に確保します。

3) 庁舎案内

高齢者、障害者や日本語に不慣れな方等に配慮し、誰にでもわかりやすい案内表示とします。

ハード面だけでなく、来庁者に対してわかりやすく丁寧な案内を行うことのできるホスピタリティを目指します。

(4) その他の機能

1) セキュリティ機能

来庁者および職員の安全を確保するとともに、庁舎で取り扱う各種情報の適切な管理を行うためのセキュリティを確保します。

庁舎の業務用途に応じたセキュリティのレベルを設定するとともに、夜間利用や土日祝日利用等にも配慮したゾーニングとします。

2) 川口市を象徴付ける機能

川口市の地域に根ざした産業・文化を庁舎整備にできるだけ反映します。地場産業である鋳物や植木等の活用を積極的に図ります。

庁舎内には、市民の要望が高い市の歴史・文化等に関する展示スペースの設置を検討します。

なお、市民会館敷地にある市民ホール機能については、平成2年に川口総合文化センター「リリア」¹⁴が、平成18年には複合施設キュポ・ラ内に市民ホール「フレンジア」¹⁵がそれぞれ整備されたことにより、市民会館のホール機能はこれらの施設によって代替されたものとも考えることもできます。

新庁舎整備の際には、施設機能の重複を避け建設コストを増大させないためにも、市民会館が有していたようなホール機能は設けない方向で検討します。一方、新庁舎の出入口付近には、日常時には展示、イベントやミニコンサート等に活用し、災害発生時には災害対策スペースとなるような屋内空間の配置を検討します。

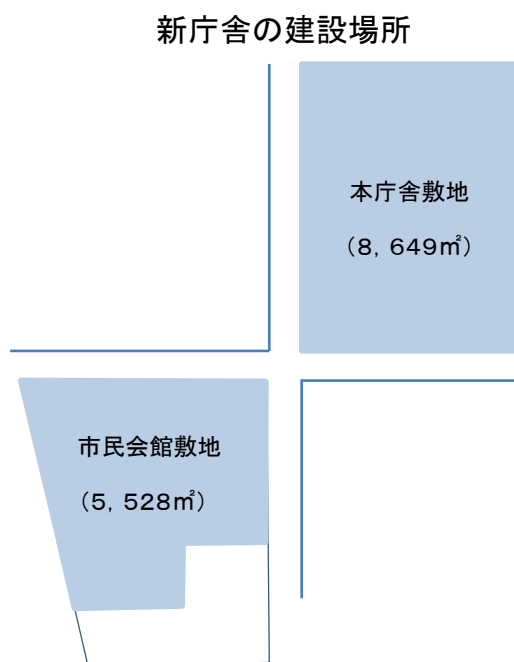
¹⁴ メインホール2, 002席、音楽ホール600席。

¹⁵ 520㎡のホールで4分割可能、可動壁の移動により680㎡まで拡張可能。

6. 敷地利用計画に関する考え方

(1) 建設場所の考え方

新庁舎を建設する場所は、現本庁舎が存在する本庁舎敷地と交差点を挟んで斜め向かいの東日本大震災以降に閉鎖管理状態にある市民会館敷地とします。敷地面積の合計は14,177㎡となります。



建設場所の概要

項目	本庁舎敷地	市民会館敷地
敷地面積	8,649 ㎡	5,528 ㎡
用途地域	準工業地域	準工業地域
建ぺい率	60%	60%
容積率	200%	200%
日影規制	あり	あり
その他の地域地区の指定	準防火地域	準防火地域

(2) 鳩ヶ谷庁舎、第二庁舎、分庁舎等の将来の利活用方針

1) 将来の利活用の検討対象となる庁舎

新庁舎の整備に際して将来の利活用を検討するのは、本庁舎（本館、新館、控室、別館、駐車場棟）、分庁舎、第二庁舎、幸町分室、青木分室、市民会館事務棟、鳩ヶ谷庁舎の7つの庁舎と本庁舎業務が一部入居している朝日環境センターのリサイクルプラザ棟と水道庁舎のC棟となります。

将来の利活用の検討対象となる庁舎

(平成26年7月1日現在)

施設名称		敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	竣工年
本庁舎	本館	—	1,338.8	7,315.8	昭和34年
	新館	—	2,028.4	3,460.7	昭和39年
	控室	—	120.6	211.6	昭和43年
	別館	—	445.8	978.5	昭和47年
	本庁舎計	8,649	3,933.6	11,966.6	—
	駐車場棟	—	1,901.4	6,455.0	昭和46年
分庁舎等	分庁舎	492	344.7	976.5	昭和57年
	第二庁舎	1,613	1,083.8	3,799.5	平成3年
	幸町分室	240	64.8	129.6	平成5年
	青木分室	500	240.8	460.7	平成11年
	市民会館事務棟	5,528	1,233.2	2,937.6	昭和41年
	分庁舎等計	8,373	2,967.3	8,303.9	—
(鳩ヶ谷庁舎) 支所と保健ステーションを除いた部分		11,577	3,018.0	(11,385.8) 9,152.1	平成7年
(朝日環境センター) うちリサイクルプラザ棟環境部事務部門		31,025	3,147.9	(33,091.2) 750.0	平成14年
(水道庁舎) うちC棟下水道部		15,120	1,856.7	(5,844.5) 650.0	平成10年
合計		74,744	16,824.9	37,277.6	—

2) 新庁舎への集約の考え方

①独立性の高い部署が配置されている施設

独立性が高く、また、同居している部署との親和性が高く、現在の配置でも問題のない部門は現状のままとします。朝日環境センター内にある環境部と水道庁舎内にある下水道部は新庁舎整備後も集約せず、現状のままとします。

②新庁舎に集約化を図る施設

朝日環境センターと水道庁舎以外の施設に配置されている部門については、新庁舎整備後に可能な限り集約することとします。

なお、事業費を抑えるために、新耐震基準で整備された、本庁舎近隣にある第二庁舎や分庁舎については、引き続き庁舎として活用する必要性が高いものと認識してい

ます。これらの施設を活用する場合は、市民の利用が少ない部署、新庁舎と業務上のつながりの薄い部門の配置や、文書や物品の保管庫等としての利用を検討する等、市民の利便性や職員の業務の効率性に配慮することが重要です。

3) 新庁舎集約後の既存庁舎の活用方法

①鳩ヶ谷庁舎

鳩ヶ谷庁舎は本庁舎から離れた場所にあり、支所機能は新庁舎整備後も維持します。

現在、鳩ヶ谷庁舎に入居している建設関係の部署が新庁舎に移転集約したあとには広大な空きスペースが発生します。鳩ヶ谷庁舎の支所機能以外のスペースについては、以下に示す機能の入居を検討します。

- ・保健所機能¹⁶
- ・市民協働施設の分室機能

②その他の庁舎

分庁舎、第二庁舎は、新庁舎に必要な規模や事業費を総合的に勘案して、庁舎機能として継続して活用することを検討します。

幸町分室、青木分室は、庁舎としての利用を廃止し、他の公共施設としての利用あるいは民間への賃貸・売却を検討します。

既存庁舎の新庁舎建設時の活用方法

施設名称	新庁舎建設時の活用方法
本庁舎	建替えによる解体
駐車場棟	建替えによる解体
分庁舎	庁舎機能として活用
第二庁舎	庁舎機能として活用
幸町分室	他の用途に転用
青木分室	他の用途に転用
市民会館事務棟	建替えによる解体
鳩ヶ谷庁舎	支所として引き続き利用し、それ以外の部分は保健所等としての利用を検討
朝日環境センター	環境部事務部門入居部分がリサイクルプラザ棟を引き続き庁舎として利用
水道庁舎	下水道部がC棟を引き続き庁舎として利用

4) 本庁舎の建替え対象となる面積

本庁舎（本館、新館、控室、別館）、幸町分室、青木分室、市民会館事務棟、鳩ヶ谷庁舎の支所と保健ステーションを除いた部分の延床面積である、約24,650㎡（駐車場除く）が新庁舎として建替えを行う対象となります。

¹⁶ 中核市移行時に県から市に移管されている保健所機能を保健センター機能と一体的に整備することを検討する。

(3) 新庁舎の規模

1) 新庁舎（庁舎部分）の規模の設定

庁舎の概略規模の算定にあたり、平成26年度における職員数を新庁舎の想定職員数（1,679人）と設定しました。

庁舎の概略規模の算定は、2つの算定手法を用い行いました。

- ・ 旧総務省地方債事業費算定基準に基づく概略規模の算定
- ・ 実態調査に基づく概略規模の算定

①旧総務省地方債事業費算定基準に基づく概略規模の算定

庁舎の規模算定に一般的に用いられる、旧総務省地方債事業費算定基準及び、この基準では十分に加味されていない防災機能や展示スペース等のその他諸室について、他自治体の庁舎事例を参考にして新庁舎の規模を算定すると40,000㎡となります。

②実態調査に基づく概略規模の算定

各部門の職員数や、会議室や打合せスペース、書庫・倉庫等の必要性を各部門にヒアリング（実態調査）した結果をもとに、一般的なオフィスレイアウトにこれらの情報を反映し、必要となる規模を算定しました。

その結果、約39,700㎡と算定されました。

2つの手法による算定結果が約40,000㎡であることから、基本構想に示した概略規模と同じ約40,000㎡を、全部門を一つの建物に配置した場合に必要な概略規模とします。

概略規模の算定結果（全部門を一つの建物に配置した場合）

算定方法	新庁舎の概略規模
旧総務省地方債事業費算定基準に基づく概略規模の算定	40,000㎡
実態調査に基づく概略規模の算定	39,700㎡

また、新庁舎の整備にあたり、新耐震基準で整備された既存の第二庁舎、分庁舎と、新庁舎と離れていても支障がない庁舎の活用により、約6,000㎡（6,180㎡）を確保することが可能です。

これら他庁舎を最大限に活用することを前提として、新庁舎に必要な面積（庁舎部分）は34,000㎡とします。

2) 駐車場及び駐輪場の規模の設定

①駐車場の規模の設定

現在、本庁舎、鳩ヶ谷庁舎及びそれらの周辺に配置されている市の駐車場の収容台数の合計が490台となっており、新庁舎においても同程度の収容台数を確保することとします。

なお、継続して庁舎機能として活用する第二庁舎の駐車場（16台）や、本庁舎から徒歩数分の距離にある中青木2丁目駐車場（28台）及び青木2丁目駐車場（54台）は、引き続き新庁舎の駐車場として利用します。

よって、新庁舎建設で整備する駐車場の収容台数は約400台とします。

本庁舎、鳩ヶ谷庁舎およびその周辺の駐車場の収容台数

名称	駐車場収容台数（台）			本庁舎からの 徒歩時間(分)	継続利用 (台)
	来庁者用台数	公用車台数	計		
本庁舎	160	28	188	—	—
第二庁舎	16	0	16	—	16
市民会館	2	7	9	—	—
青木分室	2	0	2	—	—
中青木2丁目駐車場	1	27	28	5	28
鳩ヶ谷庁舎	78	61	139	—	—
青木2丁目駐車場	0	54	54	2	54
青木4丁目駐車場	0	54	54	10	—
合計	259	231	490	—	98

なお、建築形態規制の関係で駐車場は立体駐車場あるいは庁舎の地下に設ける必要があります。駐車場1台あたりの所要面積を30㎡とすると、約400台を収容するためには、少なくとも12,000㎡の規模の駐車場施設が必要となります。ただし、駐車場の形態等により必要な駐車場規模は異なることから、設計段階で改めて精査する必要があります。

②駐輪場の規模の設定

現在、本庁舎と鳩ヶ谷庁舎の来庁者用駐輪場の収容台数が283台、職員用が492台となっています。来庁者用、職員用いずれも駐輪場の台数が不足しているとの意見が寄せられているため、新庁舎建設で整備する駐輪場の収容台数は約800台程度とします。

本庁舎および鳩ヶ谷庁舎の駐輪場の収容台数

名称	駐輪場収容台数（台）		
	来庁者用台数	職員用台数	計
本庁舎	183	342	525
鳩ヶ谷庁舎	100	150	250
合計	283	492	775

③駐車場、駐輪場の配置

駐車場、駐輪場は台数の充足のみならず、利用しやすさに配慮し、配置を検討します。特に、車いす利用者等の駐車場は庁舎とバリアフリーでアクセスできるように配慮します。また、駐輪場は雨天や暑気の対策として、屋根の設置等を検討します。

なお、駐車場や駐輪場を災害時にオープンスペースとして活用することも想定し、配置を検討します。また、緊急車両や大型車両の駐車が可能となるよう、必要なスペースや動線を確保します。

3) 総事業費を踏まえた新庁舎全体の規模の設定

新庁舎の概略規模は、庁舎部分の34,000㎡に駐車場部分の12,000㎡を加えた46,000㎡となります。

新庁舎に必要な規模の設定

	延床面積	備考
新庁舎に必要となる庁舎規模	約 40,000 ㎡	駐車場部分を除く
活用できる既存庁舎の規模	約 6,000 ㎡ (6,180 ㎡)	朝日環境センター(リサイクルプラザのうち環境部が配置されている部分)、水道庁舎(下水道部が配置されている部分)、第二庁舎、分庁舎
新庁舎の規模(庁舎部分)	約 34,000 ㎡ (33,820 ㎡)	新庁舎に必要となる庁舎規模から、活用できる既存庁舎の規模を除いた面積
新庁舎に必要となる駐車場規模	約 12,000 ㎡	約400台に必要な面積
新庁舎の規模 (駐車場部分を含む)	約 46,000 ㎡	

しかしながら、この庁舎規模では基本構想で示した事業費総額200億円(税込み)を超過すると予想されます。そのため、機能性を損なわないよう、可能な範囲で庁舎の規模を縮減し、総事業費の低減に努めます。

具体的には、実態調査を行い必要と判断された大会議室の1つを可動間仕切りで仕切り、複数の中会議室として利用できるよう工夫する、あるいは、福利厚生スペースを効果的に配置する等により、新庁舎の規模を合計2,000㎡程度縮減することを目指します。

下表に示す通り、基本計画では新庁舎の庁舎部分の規模を約32,000㎡と設定します。これは、現庁舎の建替え対象となる延床面積の約1.3倍に相当します。

なお、新庁舎は本庁舎敷地と市民会館敷地の2つの敷地に分かれて建設されることとなります。2棟に分かれることで、共用部や機械室等がそれぞれに必要なことから、新庁舎全体の規模については、設計段階で改めて見直すことが必要となります。

総事業費を踏まえた新庁舎の規模

	延床面積	備考
新庁舎の規模(庁舎部分)	約 32,000 ㎡ (31,820 ㎡)	新庁舎に必要となる庁舎規模から、活用できる既存庁舎の規模を除いた面積 さらに総事業費削減のため必要な庁舎規模から2,000㎡縮減した規模
新庁舎に必要となる駐車場規模	約 12,000 ㎡	約 400 台に必要な面積
新庁舎の規模 (駐車場部分を含む)	約 44,000 ㎡	

4) 容積率を緩和するための手法

新庁舎の建設場所として想定している敷地面積は、2つの敷地を合わせても14,177㎡程度であるため、現在の都市計画による容積率の200%のままでは新庁舎に必要な面積が確保できません¹⁷。このため、以下に示す4種類の容積率の緩和手法を検討しました。

- ①高度利用地区¹⁸
- ②特定街区¹⁹
- ③地区計画（再開発等促進区）²⁰
- ④総合設計制度²¹

「建築計画の実現性」、「近隣への影響」、「運用上の課題」等を検討した結果、①高度利用地区もしくは④総合設計制度の案が考えられます。延床面積約44,000㎡の建物を建設するためには、容積率の緩和が150%程度必要となりますが、それを実現できるのは高度利用地区であることから、新庁舎の整備においては高度利用地区が最も適切な手法と判断されます。

高度利用地区を採用した場合でも容積率の緩和は150%が限度のため、1つの敷地にまとめて建設することはできず、2つの敷地にまたがって新庁舎を建設することになります²²。なお、高度利用地区は都市計画手続きが必要となるため、都市計画としての合理性や必要性等都市計画決定としての妥当性が求められます。

¹⁷ 現状の容積率は200%であるので、許容される床面積は28,354㎡となる。

¹⁸ 都市計画法による地域・地区の一つで、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区のことである。この手法を用いることで容積率の最高限度を現状の200%から上乘せすることが可能である。川口市内では既に11件の実績がある。

¹⁹ 都市計画法による地域・地区の一つで、既成市街地の整備・改善を図ることを目的に、ある街区において、既定の容積率や建築基準法の高さ制限を適用せず、別に都市計画で容積率・高さ等を定める制度である。

²⁰ 都市計画法による地域・地区の一つで、地区計画は、特定の区域にふさわしいまちづくりを誘導するために市町村が定める計画で、建築物等に関する制限を詳しく定めることができる。この地区計画の区域の内部において、市街地の再開発・開発整備を実施すべき区域を定めることができ、この区域を「再開発等促進区」と称する。川口市内では既に2地区で実績がある。

²¹ 都市計画で定められた制限に対して、建築基準法で特例的に緩和を認める制度の一つである。公開空地の確保により市街地環境の整備改善に資する計画を評価し、容積率、高さ制限、斜線制限等を緩和するものである。川口市内では既に27件（共同住宅26件、事務所1件）の実績がある。

²² 高度利用地区を採用した場合、容積率は現行の200%から350%に上乘せすることが可能。仮に本庁舎敷地に1棟を建設した場合、許容される床面積は $8,649\text{㎡} \times 350\% = 30,271.5\text{㎡}$ となる。駐車場部分の床面積は建築物全体の床面積の1/5を限度として容積率算定の際の延床面積から除外できるため、延床面積が44,000㎡で駐車場面積が12,000㎡の場合、 $8,800\text{㎡} (= 44,000 / 5)$ が除外できるので、容積率算定の際の延床面積は35,200㎡となる。 $35,200\text{㎡} > 30,271.5\text{㎡}$ のため、1敷地では建設できない。その一方2つの敷地を活用すれば、許容される床面積は $14,177\text{㎡} \times 350\% = 49,619.5\text{㎡}$ となる。 $35,200\text{㎡} < 49,619.5\text{㎡}$ のため、2つの敷地を活用すれば建設可能である。

(4) 敷地の利用方法に関する考え方

1) 新庁舎の概略規模の設定

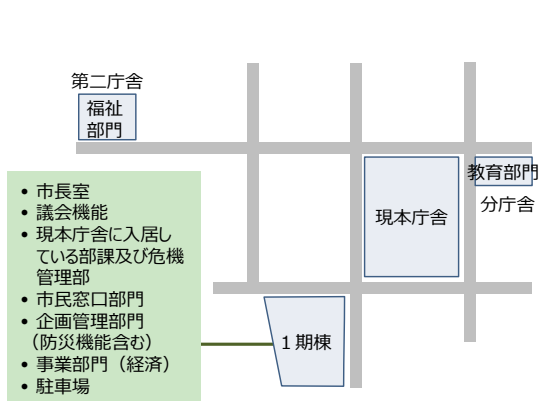
新庁舎の建設は、市民会館敷地と本庁舎敷地の双方を活用することになります。それぞれの敷地が離れていることから、市民会館敷地に建設する1期棟、本庁舎敷地に建設する2期棟に配置される部課は、市民利便性や業務の効率性を考慮し、配置を決定することが必要です。

また、第1期工事が完了した時点で、現本庁舎から市民会館敷地に建設される1期棟への移転が必要となり、1期棟は現本庁舎の各部門の必要な延床面積を確保する必要があります。

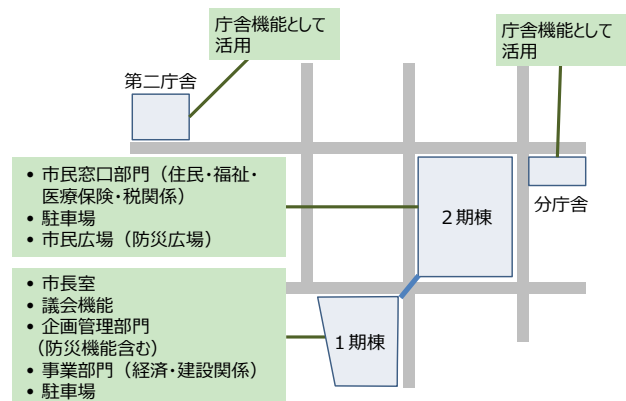
市民利便性の観点から、市民窓口や駐車場の利用しやすさを考慮すると、本庁舎敷地に建設する2期棟に市民窓口を配置することが望ましいと考えています。

これらを勘案して、以下の配置イメージを基本とします。なお、設計段階において詳細な建築計画を策定する中、必要に応じて各部門の配置等は見直しを行います。

機能配置イメージ(1期棟竣工後)



機能配置イメージ(2期棟竣工後)



注 庁舎機能は機能別に大別すると、行政機能、議会機能に区分され、行政機能は、大まかに市民窓口部門、事業部門、企画管理部門の3つに区分される。

市民窓口部門には、住民・福祉・医療保険・税関係部局及び、市民の憩いのスペースや市の情報発信スペース等が、事業部門には、経済・建設部局等が、企画管理部門には、企画財政・総務部局及び、危機管理部局等が含まれる。一般的に、企画管理部門は市長と同一建物に配置されることが望まれる。

現庁舎の各部門を対象に実施した実態調査を踏まえると、34,000㎡の庁舎部分に必要な面積において、1期棟は約18,000㎡、2期棟は約16,000㎡と試算されました。

これに総事業費縮減の観点から、庁舎の規模を2,000㎡の削減を想定することになります。1期棟では500㎡、2期棟では1,500㎡を縮減するものとし、それぞれ、約17,500、約14,500㎡を概略規模と設定します。

また、新庁舎には、約400台の駐車場収容台数を確保しますが、2期棟に市民窓口部門を配置することから、2期棟に多くの駐車場を設けます。庁舎部分に必要な面積を充足した上で、市民会館敷地（1期棟）及び本庁舎敷地（2期棟）の建築形態規制を踏まえ検証した結果、2期棟に確保することが可能な駐車台数は約300台と想定されるため、1期棟には約100台を確保することとします。

新庁舎（1期棟および2期棟）の概略規模

	庁舎部分概略規模	駐車場収容台数
1期棟の概略規模	約17,500㎡	約100台
2期棟の概略規模	約14,500㎡	約300台
合計の概略規模	約32,000㎡	約400台

なお、庁舎部分の概略規模は第二庁舎及び分庁舎を最大限活用することが前提です。第二庁舎や分庁舎の活用方法に変更が生じれば、概略規模の見直しが必要となります。

設計段階における建築計画でより良い部課配置等の諸条件を再度検証し、1期棟、2期棟の概略規模を精査します。

2) 敷地利用方針

①本庁舎敷地及び市民会館敷地の敷地利用方針

1期棟、2期棟からなる新庁舎は、平常時には行政機能の中心として、また、市民の窓口として、一方、災害時には本市の防災拠点として機能することが求められます。敷地の利用にあたっては、以下に示す敷地利用方針に基づき検討します。

本庁舎敷地及び市民会館敷地の敷地利用方針（平常時・災害時）

【平常時】

行政機能の中心、市民窓口機能の中心として、効率的で機能的な空間を目指します。

- ・ 1期棟は、議会及び、行政機能の企画管理、事業部門を配置し、効率的な議会運営や執務に寄与するような空間を目指す。
- ・ 2期棟は、市民窓口空間（住民・福祉・医療保険・税関係）を中心に、本市のワンストップサービスの考え方にに基づき、利用しやすい空間を目指す。
- ・ これらの機能に必要な駐車場や駐輪場をそれぞれ適切に配置する。
- ・ 1期棟と2期棟の一体的な利用に配慮し、これらを結ぶ連絡通路を設置する。
- ・ 環境への配慮や緑ある憩いの空間となるよう、敷地内に緑地面積20%を確保する。
- ・ 市民の憩いの場となるスペースを2階レベルに確保することを検討する（屋内のロビー空間や屋外デッキ等）。

【災害時】

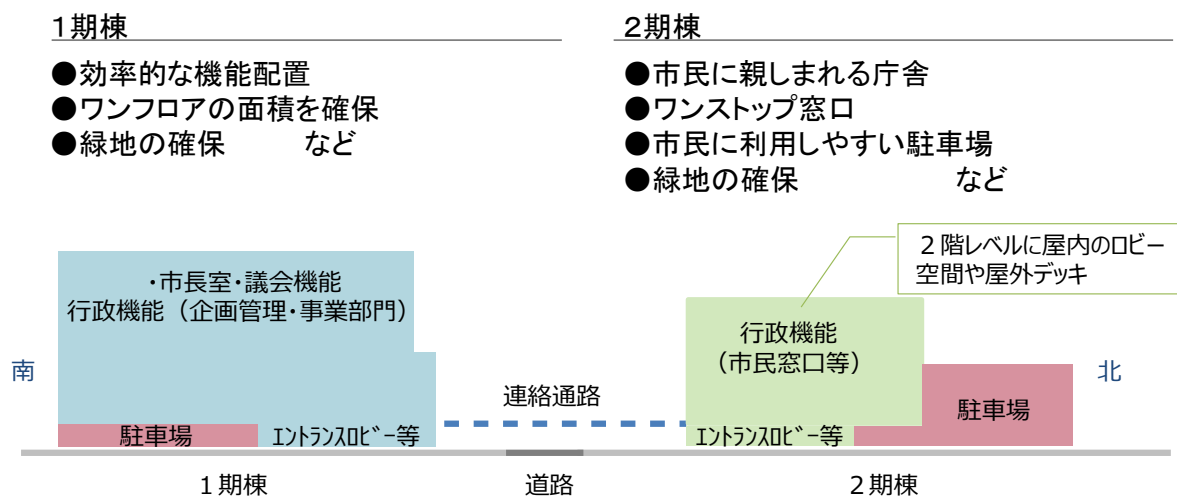
防災の拠点として構造面や機能面で災害に強い庁舎を目指します。特に、水害被害に備え、市民、職員の活動する空間や重要設備²³は主として2階以上に配置します。

- ・ 1期棟は、大地震や水害等の災害に強い防災拠点を、2期棟は、災害対策を支援するとともに、周辺住民等の一時的な避難にも対応できる防災のための空間を目指す。
- ・ 災害対策本部機能や業務継続に必要な機能を2階以上に配置し、万一水害被害にみまわれた際も人的被害を最小限にする。
- ・ また、ピロティ方式²⁴の採用を検討するとともに、1階と2階の移動のしやすさにも配慮する。
- ・ 都市型ゲリラ豪雨等の内水氾濫に備え、地下貯留槽を設置する。
- ・ 大地震に備え、免震構造等、構造安全性の高い構造の採用を検討する。
- ・ 大規模災害時に災害対応や避難上重要な役割を果たすものとして1期棟と2期棟間の連絡通路や2階レベルに災害対応に使用できるスペース（屋外デッキを想定）を配置する。

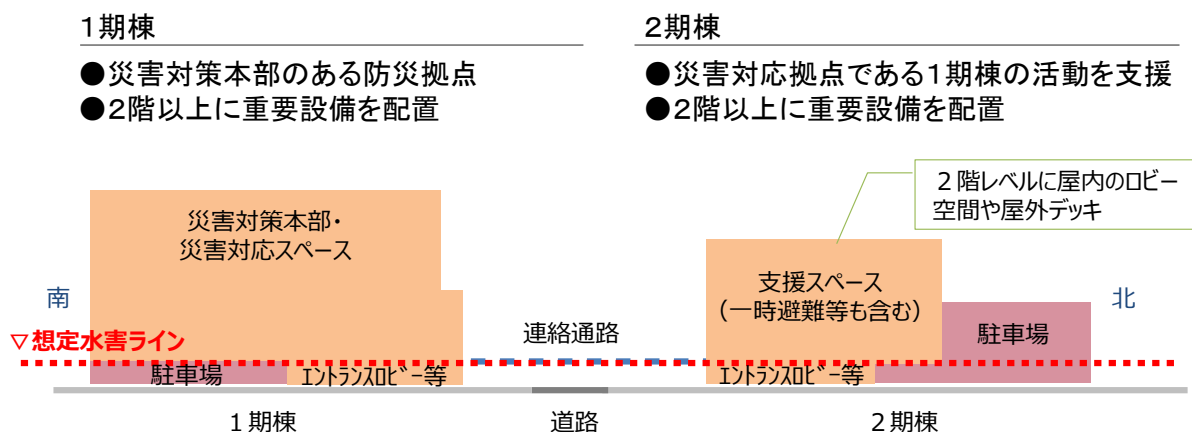
²³ 非常用発電設備、受配電設備、機械室、情報通信設備等を指す。

²⁴ ピロティ方式とは2階以上の建物で、地上部分（1階相当）が柱（構造体）を残して外部空間になっている建築形式。

敷地利用方針（平常時）



敷地利用方針（災害時）



※庁舎の形状は敷地利用方針をわかりやすくするためのイメージであり、確定した計画ではありません。

② 1期棟の敷地利用の考え方

1期棟には、市長室や議会施設、執務機能（企画管理部門、事業部門）を配置することから、配置計画の検討にあたっては、以下に示す空間・機能の条件を可能な限り満たすよう検討します。

1期棟の空間・機能の条件

■行政機能に関わる空間：

- ・ 部署や諸室の配置は業務上のつながりに配慮し、可能な限り近くに配置する
- ・ 執務室は必要な広さを確保し、開放的で視認性が高く、職員のコミュニケーションを円滑化するオープンフロア

■議会機能に関わる空間：

- ・ 委員会室、議員控室、各種会議室、議会図書室等、機能性に優れた議会の各種施設の充実

■防災機能：

- ・ 議会、消防等のさまざまな関係機関と連携を図ることが可能となる災害対策本部
- ・ さまざまな用途に使用できる大きな空間の設置（災害時：災害対策本部機能、平常時：大会議室等を想定）

■駐車場：

- ・ 1期棟に確保する駐車場収容台数を約100（※）台と設定

※ピロティ方式とすることで、地上1階部分に約50～60台の駐車場を確保することができます。議会機能を設ける1期棟には、市議会の会期中に議会や市長車利用等で約50台は必要となることから、1期棟に必要と想定される駐車場台数は100台程度と想定しています。このため、駐車場の一部を地下に整備し、1期棟に必要な駐車台数を確保します。

※駐車場、駐輪場は利用しやすさに配慮し、配置を検討します。特に、車いす利用者等の駐車場は庁舎とバリアフリーでアクセスできるように配慮します。

設計段階では、上記で示した空間・機能の条件に加えて、以下に示す方針に基づき、より具体的な配置計画について検討します。

- ・ 水害被害に備え、災害時に業務継続を担う機能や重要設備は2階以上に配置する。そのため、ピロティ方式を採用し、1階には駐車場とエントランスロビー、エレベーターやエスカレーター等を配置する。
- ・ 可能な限り基準階の面積を大きくとり、業務上のつながりの強い部課の集約や議会機能をワンフロアに配置する等、効率的で機能性の高い庁舎を目指す。
- ・ 特に災害対策本部機能は集約配置し、災害時には迅速な対応が可能となるよう配慮する。
- ・ 市役所前通り等周辺地域の良好な環境や景観形成の契機となるような庁舎を目指す。

③ 2期棟の敷地利用の考え方

2期棟には、市民窓口空間（住民・福祉・医療保険・税関係）を中心とする機能を配置することから、配置計画の検討にあたっては、以下に示す空間・機能の条件を可能な限り満たすよう検討します。

2期棟の空間・機能の条件

■市民利便性に関わる空間：

- ・ 来庁者が、より早く・迷うことなく目的とする窓口に行ける
- ・ 市民にとって身近な手続きを受けられる窓口機能は、新庁舎の低層部になるべく配置

■行政機能に関わる空間：

- ・ 執務室は必要な広さを確保し、開放的で視認性が高く、職員のコミュニケーションを円滑化するオープンフロア

■防災機能：

- ・ 速やかに1期棟の災害対応を支援できるような空間配置
- ・ さまざまな用途に使用できる大きな空間の設置（庁舎内の会議室、ロビー空間や屋外デッキを想定）

■駐車場：

- ・ 2期棟に確保する駐車場収容台数を約300台（※）と設定

※約300台の駐車場収容台数を確保する。建替え時には既存立体駐車場を活用しながら建替える等、駐車場不足にならないよう配慮します。

※駐車場、駐輪場は利用しやすさに配慮し、配置を検討します。特に、車いす利用者等の駐車場は庁舎とバリアフリーでアクセスできるように配慮します。

設計段階では、上記で示した空間・機能の条件に加えて、以下に示す方針に基づき、より具体的な配置計画について検討します。

- ・ 2期棟は市民窓口部門が入居する、市民にとっての本庁舎となるため、駐車場から市民窓口等へスムーズにアクセスできるなど市民の利便性に配慮された親しみのある空間とする。
- ・ 1階は、エントランスロビー、エレベーターやエスカレーター等を配置するほか、産業の展示コーナーやカフェ、多目的スペース、窓口機能の一部、駐車場の配置を検討し、市民に親しまれるエントランスフロアを目指す。
- ・ 本市の目指すワンストップ総合窓口の実現に向けて、市民窓口フロアの面積は可能な限り広いスペースを確保する。
- ・ 市役所前通り等周辺地域の良好な環境や景観形成の契機となるような庁舎を目指す。
- ・ 平常時には、市民の憩いの場として活用でき、水害等の災害時には一時的な避難場所となるスペース（屋外デッキを想定）を2階レベルに設ける。配置は利用しやすさや、求められる役割を果たすよう機能性に配慮する。
- ・ 事業費を可能な限り抑えつつ、機能的、効率的かつ安全な庁舎整備を目指す。

3) 1期棟と2期棟の連絡通路の設置

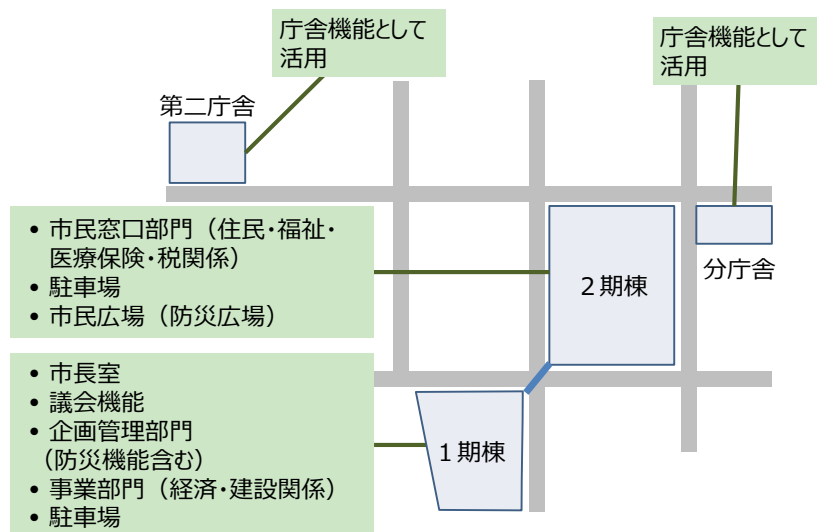
現在、本庁舎敷地と市民会館敷地の間には交差点上を斜めにわたる歩道橋が設置されています。

1期棟と2期棟が市庁舎として一体的な運用ができるよう、2期棟の竣工後は、1期棟と2期棟を結ぶ連絡通路の必要性は高いと考えています。加えて、災害時に防災拠点として一体的に災害対応に取り組むためにも、水害被害に備えた2階以上レベルの連絡通路の重要性は高いと言えます。

なお、設置にあたっては、以下の観点に配慮し、雨風を防ぐことのできる連絡通路等を整備します。

- ・ 安全性の高い構造を有すること
- ・ 利便性を考慮し、公共空間からも連絡通路にアクセスできること
- ・ 市庁舎の顔となることから、景観との調和やデザイン性に配慮すること
- ・ 災害時には災害対応や緊急的な避難経路として活用できること
- ・ 災害時の利用を想定しつつ、平常時のセキュリティにも配慮されていること

建設配置イメージ（2期棟竣工後）（再掲）



7. 建築計画に関する考え方

(1) フロアゾーニングイメージ

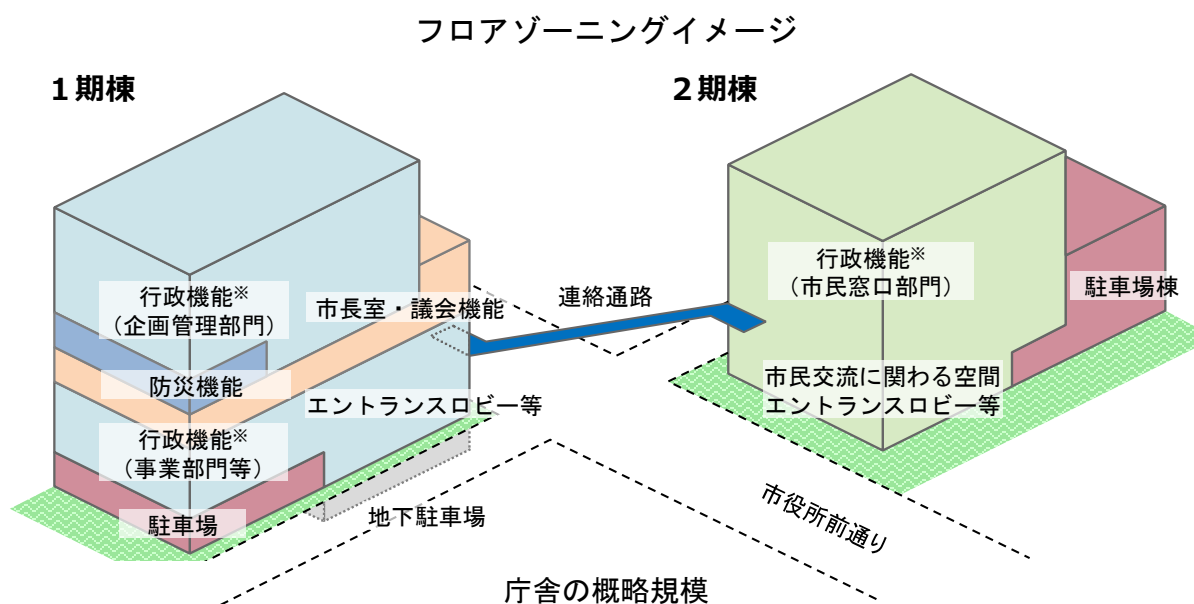
建築計画にあたっては、市役所前通り等周辺地域の良好な環境や景観形成の契機となるような庁舎を目指すとともに、来庁者の動線を考慮し、各フロアへのアクセス性やバリアフリー並びに、建物内外における植生に十分配慮した空間配置を目指します。

1期棟と2期棟を合わせた庁舎の規模（駐車場を除く）は、現庁舎の約1.3倍の規模を計画しています。

1期棟には、市長室、議会機能、行政機能のうち企画管理部門（防災機能を含む）、事業部門を配置します。また、災害時に一体的な利用を可能とするため中層部に防災機能と議会機能を配置します。

なお、2期棟の建設期間中は、1期棟の低層部に市民窓口部門を配置します。

2期棟は、市民窓口部門や市民交流に関わる空間（多目的スペース、展示スペース等）を配置します。各フロアの機能については、市民の利便性やアクセス性に配慮し、適切に配置します。



庁舎の概略規模

1期棟		2期棟	
庁舎規模	17,500 m ²	庁舎規模	14,500 m ²
議会機能	1,750 m ²	行政機能※ (市民窓口部門)	10,000 m ²
行政機能※ (企画管理部門 (防災機能含む)、事業部門)	10,000 m ²	その他機能※	4,500 m ²
その他機能※	5,750 m ²		
駐車場	約 100 台	駐車場	約 300 台

※ 行政機能（企画管理部門、事業部門、市民窓口部門）については、必要な書庫・倉庫、会議室に加え、全庁共用の施設や多目的スペース等を含む。

※ その他機能とは、エントランスやロビー、通路、トイレ、EVホール等の共用部である。

(2) 空間・機能の整備方針

1) 市民利便性に関わる空間

ここでは、市民利便性に関わる空間や市民交流に関わる空間の建築計画の考え方を整理します。

①市民が利用しやすい窓口サービスの提供

ア) 誰にでもわかりやすい案内機能

来庁者が、より早く・迷うことなく目的とする窓口に行けるように、わかりやすい案内表示や総合案内の設置を検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 来庁者が、より早く・迷うことなく目的とする窓口に行けるように、カウンター式の対面による対応ができる総合案内やデジタルサイネージ²⁵を設置する等、来庁者にとってわかりやすい施設とします。
- 特に複数の手続きでも、関係する窓口がわかるようなサイン計画とします。1期棟と2期棟の配置や窓口機能の設置場所等に配慮した、来庁者が迷わない動線計画とします。
- また、国際化に対応した多言語表示による案内サイン、大きくてわかりやすい視認性の高い表示やピクトグラム²⁶等を採用します。



案内・ピクトグラムの例（町田市庁舎）

写真：町田市提供

イ) 市民にとって便利な窓口機能

市民にとって身近な手続きを受けられる窓口機能は、新庁舎の低層階になるべく集約する、市民が手続きをできる限りまとめて行うことができる等、市民の行きやすさや利用しやすさ、市民への案内のしやすさに配慮します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 窓口機能は2階以上のなるべく低層階に集約することで、移動距離を少なくし、複数の手続きをできる限りまとめて行うことが可能となるような、窓口の配置を検討します。

²⁵ 屋外・店頭・公共空間・交通機関等あらゆる場所で、ネットワークに接続したディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムのこと。

²⁶ 一般に「絵文字」「絵単語」等と呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）の一つ

- また、市民窓口部門のある階層を吹抜け等とすることで上下階が見渡せ、目的の窓口を見つけやすい施設づくりを目指します。

ウ) 安心・快適に利用できる窓口・相談環境の整備

市民が安心して手続きや相談ができるよう、プライバシーやユニバーサルデザインに配慮した窓口・相談環境を整備します。特に機微な個人情報等を取り扱う場合にはプライバシーに配慮した空間を設けます。

また、来庁者が用件を完了するまで、待ち時間を快適に過ごすことができるように待合スペースを充実します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

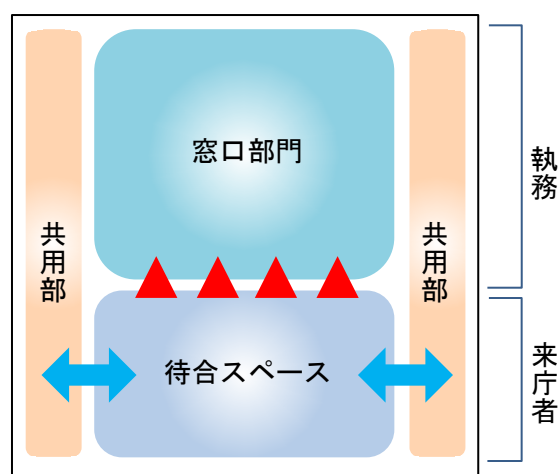
- 各窓口への来庁者数に合わせた窓口スペースやカウンター等を設置します。
- 来庁者が安心できるよう個人情報やプライバシー保護等に配慮し、窓口毎の仕切り・衝立やブースのあるカウンター等を導入します。
- 市民窓口には、座って対面することができるローカウンターを基本として、カウンターの幅や奥行きに配慮します。また、車いすの利用をはじめ、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮します。
- 来庁者の多い窓口には、待合スペースを確保します。

プライバシーに配慮した窓口カウンター (甲府市庁舎)



写真：甲府市提供

窓口エリアゾーニング図



②庁舎の利便性を向上させる施設の併設

ア) 市民ニーズの高い施設・サービスの提供

市民が新庁舎を気軽に利用でき、市役所の手続きの待ち時間を有効利用するための施設・サービスの導入について、市民ニーズや周辺の同種施設の立地状況等を踏まえ、検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 市民に親しまれる庁舎として、市民窓口が置かれる新庁舎の2期棟に、ロビー空間のほか、カフェスペース等の設置も検討します。

2) 市民協働・交流に関わる空間

①市民協働の活性化につながる空間

ア) 市民協働空間の拡充

今後の市民協働活動をより積極的に推進していくため、こうした活動を行うためのスペースの拡充を検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 市民に利用しやすいよう、また有効に活用されるよう、新庁舎の2期棟あるいは周辺の既存庁舎に市民協働活動を行うスペースの設置を検討します。

イ) 市政情報コーナーの拡充

市民が必要な市政情報を入手できるスペースを拡充することを検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 市政を身近に感じてもらえるよう、市民がアクセスしやすい場所に市政情報コーナーを設置します。映像により情報を提供するなど、わかりやすい情報発信に努めます。

②市民同士の交流が促進される空間

ア) 市の情報を発信する多目的スペースの配置

市民向けのイベント・展示等の開催や川口市の観光資源や歴史等の発信が可能なスペースを設置することを検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 市政情報を広く市民に伝え、市政が身近に感じられるような市民イベント、川口市の観光資源や歴史の情報展示、更にはものづくり産業や映像関連産業の展示スペースとしても活用できる多目的スペースを設置します。
- これらの施設は、市民が多く訪れる2期棟に設けます。

多目的スペース・スタジオ例（町田市庁舎）



写真：町田市提供

3) 行政機能に関わる空間

①職員が働きやすい執務室の実現

ア) 業務上のつながりに配慮した業務効率を高める空間配置

新庁舎への機能集約を可能な限り図り、分散化を解消することに加え、部署や諸室の配置は業務上のつながりに配慮し、可能な限り近くに配置することで、業務の効率性を向上させます。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 新庁舎に可能な限り機能の集約を図ることで、市民の利便性、業務の効率性の高い庁舎を目指します。ただし、部門業務の独立性や他部門との関係性を踏まえ、本庁舎周辺の既存庁舎も活用することとします。
- 業務上つながりの強い部門を同一のフロア内、あるいは上下階等に配置することで、業務の効率性を高め、市民サービスの質の向上に努めます。

イ) 将来の変化に柔軟に対応する執務室の整備

執務室は必要な広さを確保し、開放的で視認性が高く、職員のコミュニケーションを円滑化するオープンなフロアを目指します。

また、解決すべき課題が多様化する中、行政組織も柔軟に改編していきます。こうした組織の改編にあわせて大規模なレイアウト変更の工事を必要としない、ユニバーサルレイアウトの導入等、将来の組織の変化や働き方に柔軟に対応できる執務室を検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

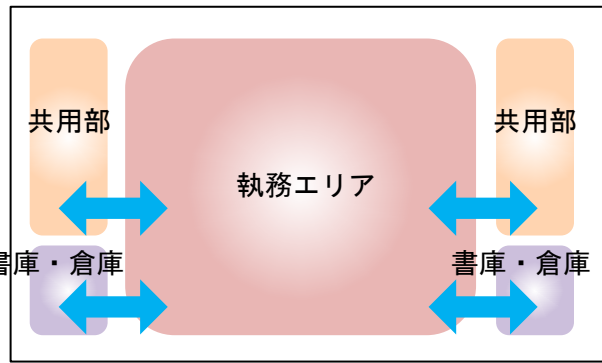
- 開放的で視認性が高い執務空間となるように什器や備品を配置します。
- 職員同士のコミュニケーションの活発化を促し、かつ執務空間を有効活用できるようオープンで整形なフロア形状とします。
- 将来の組織改編や職員の増減にも柔軟に対応でき、大規模なレイアウト変更が発生せず、ランニングコストを抑えられる、レイアウトのモジュール化²⁷を進めたユニバーサルレイアウトを導入します。なお、機器等設置スペースは十分な広さを確保し、将来の組織の変化や働き方に柔軟に対応できるようにします。

²⁷ 建築設計において基準となる基本寸法のこと。設備機器等では、規格化した部材の構成群の標準化やユニット化と同義。

ユニバーサルレイアウトイメージ

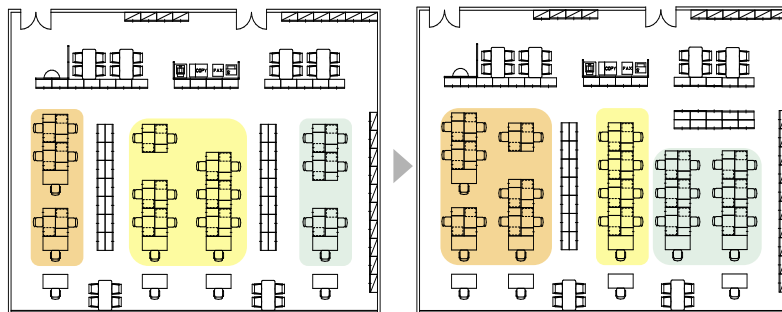


執務エリアゾーニング図



ユニバーサルレイアウトの導入効果のイメージ

これまでのオフィスの組織変更

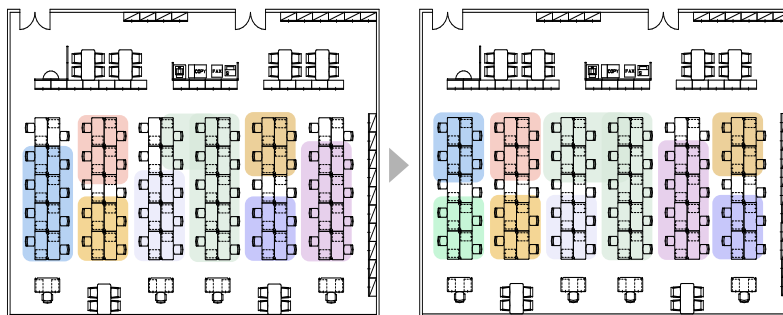


組織や役職にあわせた
オフィスレイアウト

組織変更や、
人員増減のたびに
レイアウト変更が生じる

オフィス運用コストが
増大

変化に対応できるユニバーサルレイアウト



空間に合わせて
標準化された
オフィスレイアウト

モノを動かさず、
ヒトが移動することで
組織の変化に対応

オフィス運用コストの
大幅な削減

ウ) 執務室のICT対応の促進

執務室は高速無線LANを採用する等、ICTへの対応を進めます。
また、情報通信技術は日々進展しているため、将来の情報化の動向を見据えながら、本市の情報化の方針を基本として、ICTを積極的に活用します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 執務空間は、セキュリティを確保した上で高速無線LANを採用する等、情報機器の配線が極力必要のない設計とします。
- また、上下階や1期棟と2期棟を結ぶ回線は、光ファイバー等の広帯域²⁸の確保が容易に可能な設計とするとともに、SDN²⁹等のICTを活用し柔軟に帯域の活用ができる設計とします。

エ) 会議・打合せスペースの充実

必要に応じてフレキシブルに利用できる共用の会議室や打合せスペースを設置し、現庁舎では不足している会議スペースの充実を図ります。

また、税申告の受付や期日前投票、大量の発送業務、職員の研修等、一時的に大きなスペースを必要とする業務に備え、大規模な会議室を設けます。この会議室は、利用人数や用途によって規模を柔軟に変更できるものとする等、限られたスペースの有効利用にも配慮します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 執務エリアに隣接したエリアに共用の会議・打合せスペースを設置し、職員のコミュニケーションの向上と業務の効率化を目指します。
- 会議室は、さまざまな用途に利用できるように、部屋の分割や大きな空間とすることが可能な可動間仕切りを備えたものとして、限られた空間の有効利用に努めます。

オ) 書庫・倉庫の適切な配置

新庁舎の整備にあたって、保存する必要のない文書や重複して保有する文書、また、不要な物品の削減を進め、書庫や倉庫のスリム化を目指します。その上で必要となる書架、書庫、倉庫を適切に配置します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 執務室内に収納スペースを設置し、集密書架³⁰を採用することで、執務室の有効活用を図ります。

²⁸ 広帯域：ネットワーク分野では帯域＝通信速度の意味で使用されており、帯域が広いこと＝通信速度が高速な回線のこと。

²⁹ Software-Defined Networking (SDN) の略。ネットワーク上の通信機器を（人が触れることなく）ソフトウェア上で集中的に制御しネットワーク構成や設定等を動的に変更できる技術のこと。

³⁰ 集密書架：文書等の収納効率や能力を優先させた移動式の書架のこと。棚の移動には電動・ハンドル式・スライド式等がある。

- なお、日常的に使用する文書は収納スペースに保管し、中長期的に保管する書類等の保管場所として、分庁舎等を有効に活用します。

②執務空間の防犯、情報管理対策の強化

ア) 執務空間のセキュリティ性能の向上

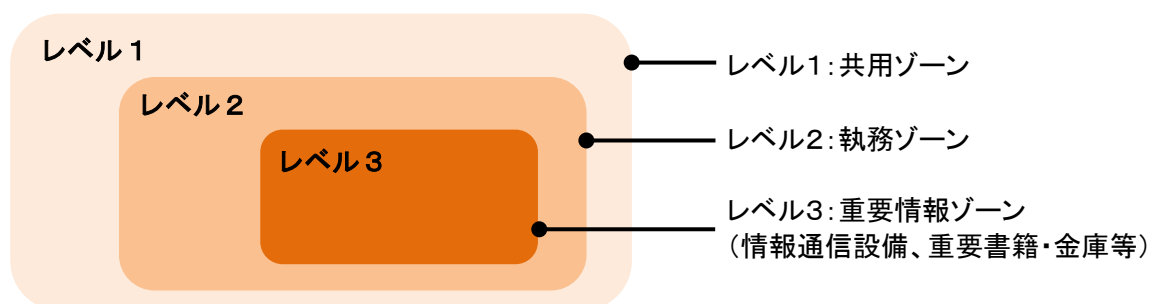
庁舎は、多くの行政情報や個人情報扱うため、執務空間には高い防犯性能や徹底した情報管理の対策が求められます。空間の配置方法、ICカード等による認証システムの導入を検討し、執務空間のセキュリティ性能の向上を目指します。

なお、特に高いセキュリティが求められる情報システムや職員情報を扱う部門等には、複数の手段によりセキュリティを確保します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 庁舎内の立ち入り可能な範囲のセキュリティレベルを設定し、市民に開かれたオープンな場所から機密性の高いクローズな場所までを明確に区分する計画とします。
- セキュリティに配慮した部課内配置、土日の部分開庁時の他課のセキュリティ対策、ICカード等による認証システムの導入や入退出管理等を検討し、重要な行政情報、個人情報を確実に守ります。
- 行政情報の中でも特に機密性の高い情報等を取り扱う重要情報ゾーン（レベル3）については、特定の職員しか出入できない範囲として配置・動線計画に留意するほか、生体認証機能を有する設備機器の導入等、入退室管理の厳格化を図ります。

セキュリティゾーニングイメージ



イ) 情報管理対策の強化

新庁舎の整備にあたって、特に重要な行政情報や個人情報扱う電算機室等については情報セキュリティの確保のほか、安定した電源の確保や通信回線の多重化等、業務の継続性についても配慮した設計とします。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 重要な情報資産を保管する電算機室等については重要情報ゾーンと位置づけ、情報資産の保全のため万全なセキュリティ対策を行います。

- 停電時においても電源供給が可能な非常用自家発電設備と連携した無停電電源装置³¹の設置や通信機器等の多重化を行い、業務の継続性を確保します。

③職員が意欲高く働くことのできる執務サポート機能の充実

ア) 室内環境の快適性の向上

職員が健康を維持して円滑に業務にあたることができるよう、執務室は採光や換気に配慮し、職員が働きやすい環境を目指します。

また、職員の業務効率の向上に資するよう、リフレッシュスペース等の設置を検討します。喫煙室は、来庁者と職員の受動喫煙に配慮し、設置の是非を引き続き検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 職員が健康を維持して業務を円滑に進めることができるように、執務室は自然採光、換気、自然通風に配慮した計画とします。
- 執務エリアに隣接して、リフレッシュスペース等の設置の検討も行い、職員の労働環境等に配慮した施設とします。

³¹ 突然の停電等、外部からの電力供給が途絶えた場合でも、一定時間、接続されている機器に対して、決められた出力で電力を供給できる電源装置のこと。

4) 議会機能に関わる空間

①機能性に優れた議会施設の充実

円滑な議会運営に資するよう、議場をはじめとして、委員会室、議員控室、各種会議室、議会図書室等において機能性に優れた施設の充実を図ります。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 円滑な議場運営のために、議場エリアは、執務エリアとは分割し、議会事務局や必要諸室の効率的な配置を行います。また、将来の議員数の変更に対応可能な可変性のある施設とします。

②利用しやすい議会施設の整備

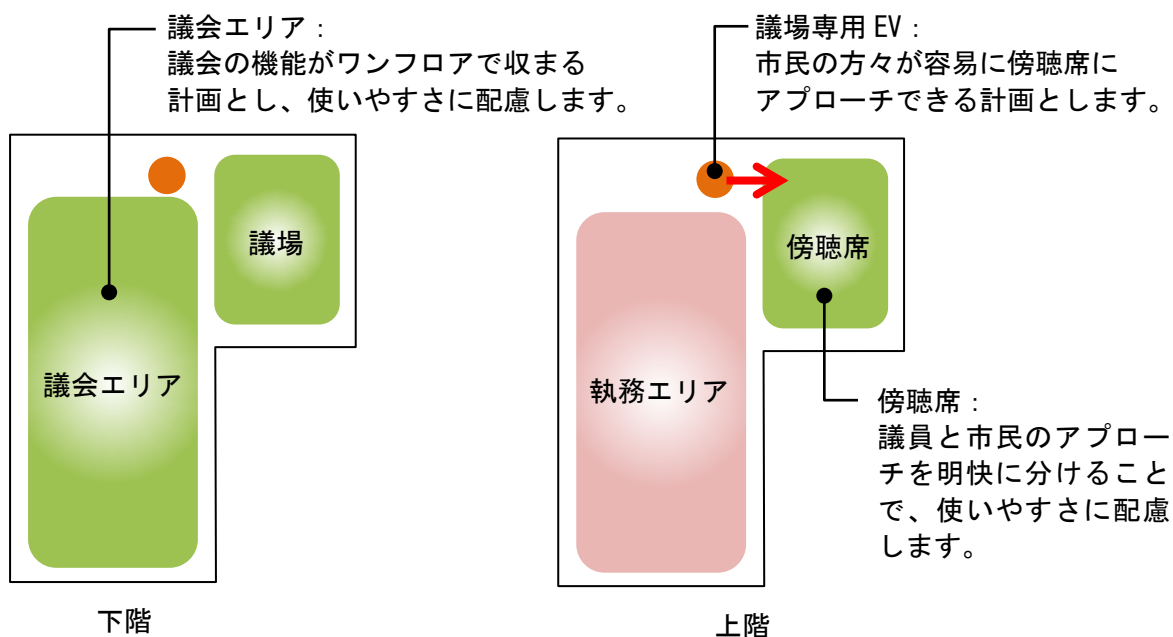
議会機能の独立性を踏まえながら、議員、職員はもとより、訪れる市民にとっても安全で利用しやすいよう、議場や諸施設の配置、動線に配慮した整備をします。

また、議場や傍聴席、通路等のバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい施設とするとともに、傍聴席を充実させることにより市民の来庁に対応できるよう配慮します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 議会機能と執務機能を明確にゾーニングすることで、議会機能の独立性を確保した計画とします。なお、議員や職員、傍聴に訪れる利用者等の利用動線を区分するような計画とします。
- 傍聴席数の拡充のほか、身体の不自由な方や子ども連れの方にも傍聴していただける施設整備を図ります。
- いずれの動線もバリアフリー化を進め、また、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすい議会施設とします。

議会フロアゾーニング図



5) 防災関係機能

①災害対策本部機能

庁舎は災害発生時に応急対応、復旧・復興の活動拠点となることから、議会、消防等のさまざまな関係機関と連携を図ることが可能となる災害対策本部を設置します。

災害対策本部は、平常時には職員向けの大きな会議室や多目的ホールとしても利用可能とします。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 災害対策本部は、市長室や防災部門、会議室等に近接して配置することで、迅速な対応ができるようにします。
- 災害時に災害対策本部が設立される1期棟の屋上にホバリングスペース³²を設置し、本市の防災拠点となる庁舎とします。

②災害対策スペース

災害発生時に市民の一時避難スペース、支援物資の受入れスペース、ボランティア待機スペース等さまざまな用途に使用できる大きな空間の設置を検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 庁舎内のスペースに余裕をもたせることで、平常時は市民ギャラリーや会議室として利用し、災害時には市民の一時避難スペース、支援物資の受入れスペース、ボランティア待機スペース等さまざまな用途に使用できるような場所を設けます。
- 災害時には、情報集約、情報発信を行うスペースも重要となります。平常時から市民に災害情報等を発信し、普及啓発を図る災害情報スペースの設置を検討します。大きな画面によるデジタルサイネージ等市民にとってわかりやすい設備の設置を検討します。
- 新庁舎には、2階レベルに災害対応や周辺住民の一時的な避難場所となるスペース（屋外デッキを想定）を配置します。

ホバリングスペース（町田市庁舎）



写真：町田市提供

災害情報スペース（甲府市庁舎）



写真：甲府市提供

³² ヘリコプターが空中で停止している状態をホバリングといい、災害活動等に際し、緊急用ヘリコプターが建築物の屋上に離着陸せず、ホバリングして救助活動を行う場所のこと。

③災害に配慮した施設構造

ア) 地震に対する構造安全性

新庁舎は大規模地震発生時に庁舎利用者の安全を確保するとともに、被災後に速やかに業務を再開できるように建物の構造体、非構造部材、設備機器について十分な耐震性を確保するようにします。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 大規模地震発生時においても安全性の高い庁舎とするため、免震構造等の採用を検討します。
- 設備機器、什器及び備品についても耐震対策を施し、業務の継続性の確保および更なる利用者の安全性が確保できる庁舎とします。

イ) 水害に対する安全性

新庁舎は荒川の氾濫の可能性がある地域に属していることや、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対応できるように、災害発生時に業務遂行の必要性のある居室は地下に設けない等、水害に対する安全性を確保するようにします。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 水害被害に備え、災害時に業務継続に必要な機能は2階以上に配置します。特に災害対策本部機能を有する1期棟はピロティ方式を採用します。
- 職員やボランティアの活動スペースは2階以上に設置し、救援活動が水害時にも対応できるエリアとして計画します。
- 「ゲリラ豪雨」等への対応として、庁舎の地下ピットに雨水貯留槽を設置します。

ウ) 設備の安全性

災害発生時の業務の継続性を確保する観点で、設備についても安全性が求められます。設備系統の多重化や、エネルギー供給が遮断された際にも対応できるように、非常用自家発電設備からの電力供給や雨水貯留槽、燃料の備蓄機能等を備えます。

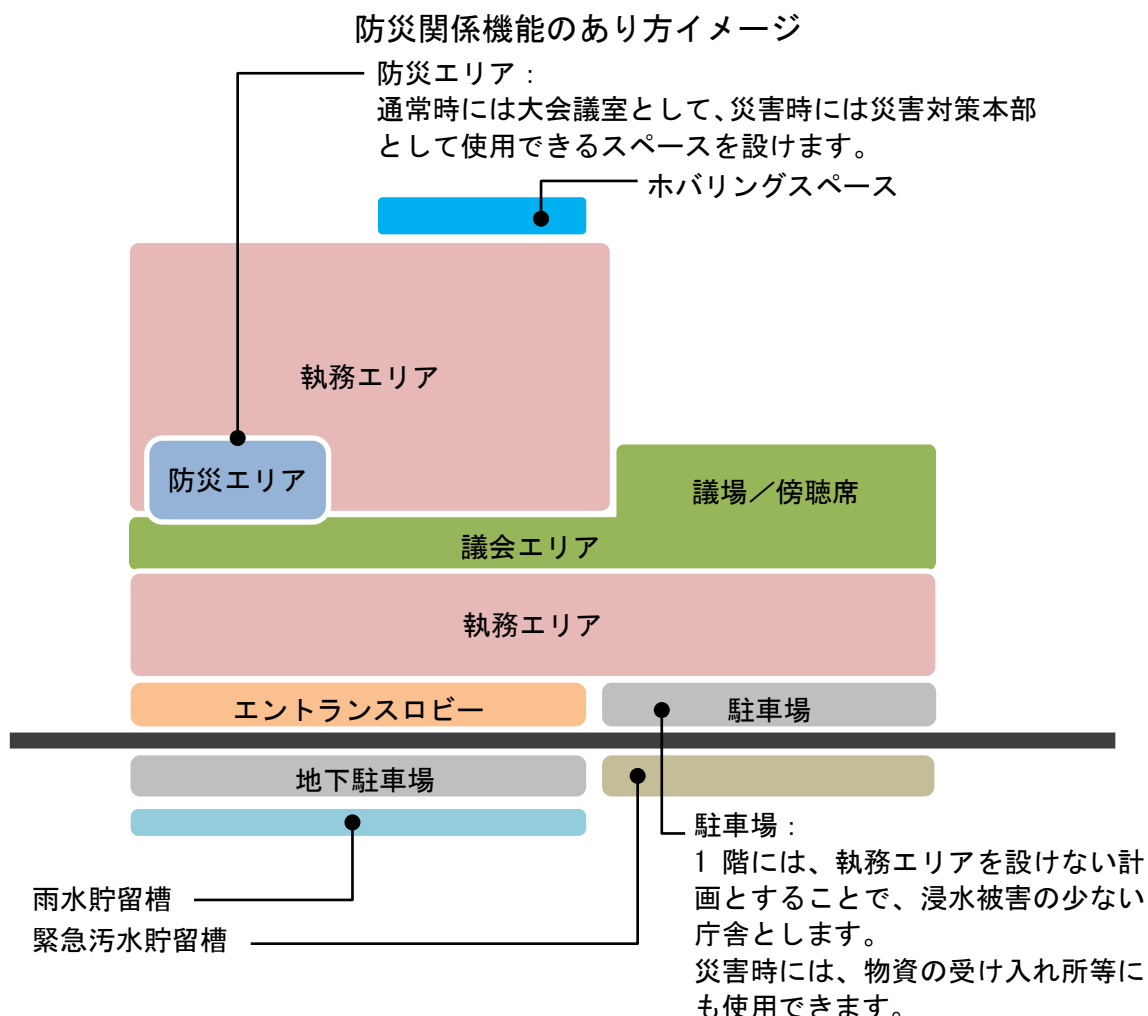
また、水害発生時に備え、設備機器は浸水の可能性のある階には設置しないようにします。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- ライフラインが遮断された場合においても、災害対応等の業務継続を行うため、非常用自家発電設備による72時間程度の電源供給のほか、自然エネルギーやコージェネレーションシステム等の活用を検討し、エネルギー供給網の多重化を図ります。また、十分な容量を持った受水槽の設置により給水量を確保するなど、災害対応等に備えます。
- 水害等への対応として、重要度の高い設備機器、供給施設は上階に設置します。
- 災害時に下水道インフラが被災し、敷地外に排水できないことを想定して緊急

の汚水貯留槽を確保します。

- 雨水貯留槽を設置し、平常時に加え、災害時にも中水³³として活用できるような設備の導入を検討し、上水道の被災にも備えます。



※上図は1期棟のイメージであり、新庁舎の断面図を示しているものではありません。

エ) 重要な情報の保全

災害発生時の業務の継続性を確保する観点で、市が保有する重要な情報についてもその保全が求められます。そのためICTを活用し、情報システム全体を遠隔地にバックアップを保管したり、迅速な復旧が可能なシステム環境を整備します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- データを遠隔地に自動的にバックアップを保管すること等により、重要な情報の保全が可能な設備を整備します。
- 最新の情報化技術等を活用し、災害発生時に遠隔地にデータセンター機能を即時に移動させる等、業務継続が可能な環境を整備します。

³³ 雨水等を下水道に流す前に、トイレ洗浄水や散水用水等の雑用水として有効利用する水のこと。

6) 環境共生に関わる機能

①自然エネルギーの活用

自然採光・自然通風や太陽光発電、雨水の利用等、自然エネルギーを積極的に活用します。

庁舎敷地や庁舎建物の緑化を進め、施設内に自然環境をできるだけ確保し、ヒートアイランド現象の緩和に寄与するようにします。緑化については「川口市緑の基本計画」に基づき緑地面積20%を確保します。

また、「川口市地球高温化対策実行計画（区域施策編）」に示されるように建築、設備、機器の省エネルギー化を図ることや再生可能エネルギー利用等を促進することで、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 太陽光発電システム等、自然エネルギーを積極的に活用した環境配慮型の庁舎を目指します。
- 吹き抜け等を利用した自然通風、自然採光を取り入れます。また、環境型ガラス(Low-E：高遮熱高断熱複層ガラス)等や十分な断熱性能を持つ外壁材等を採用することで、外部熱負荷の低減を図り、空調エネルギーの削減に努めます。
- 敷地内の緑化を積極的に推進し、敷地面積に対する緑地面積20%を確保します。

②ライフサイクルコストの低減

建物のライフサイクルコストを低減するために、建設段階はもとより、維持管理段階のコスト削減に留意します。

自然エネルギーの活用等、建物、設備、機器の省エネルギー化を進めるとともにリサイクル材等の低環境負荷材料の使用を検討します。

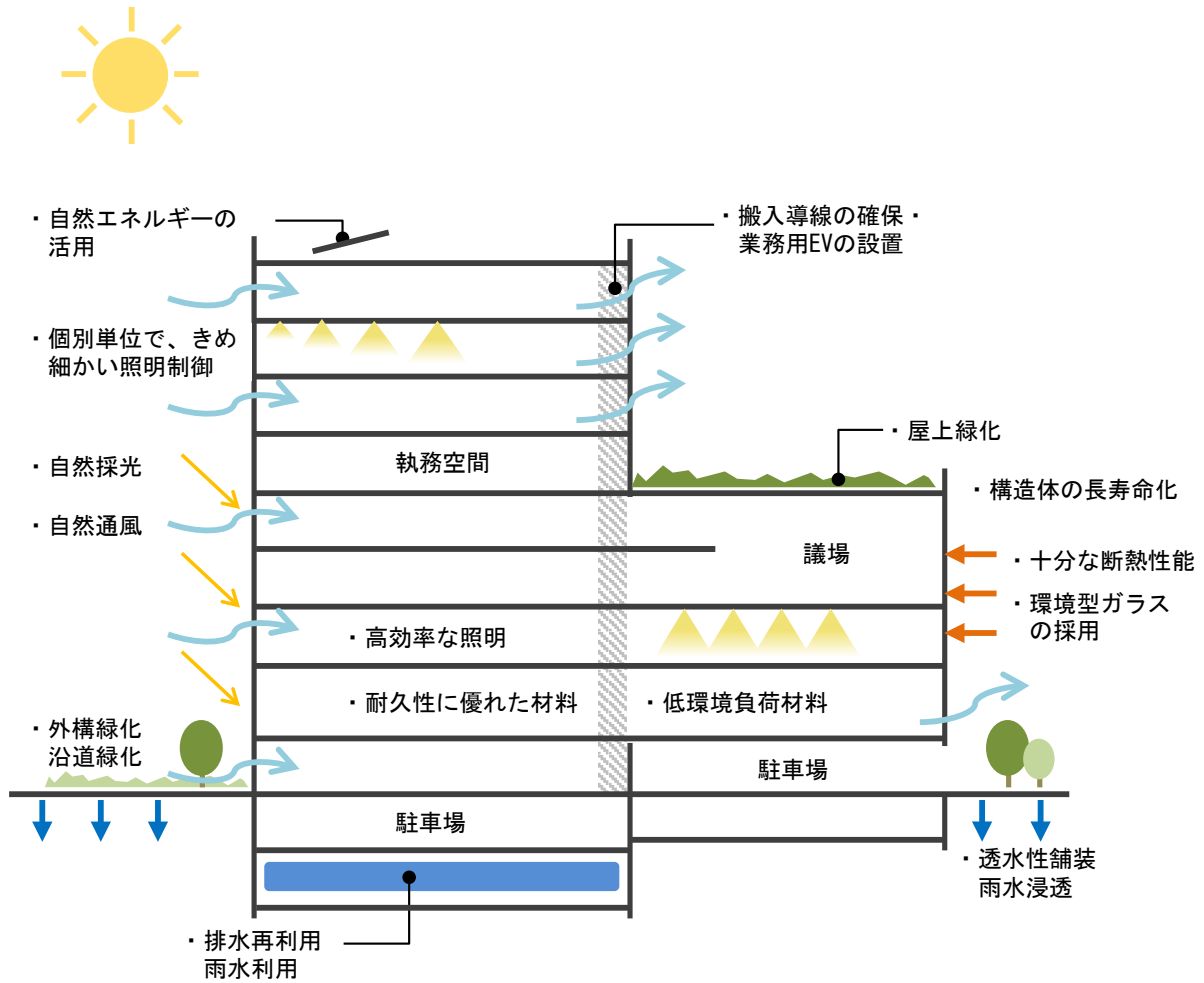
建物の長寿命化を図るために、建物のフレキシビリティを確保するとともに耐久性の高い部材・機器を活用します。建物の目標耐用年数は「川口市施設マネジメント基本方針」に基づき、原則として65年以上とします。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- エネルギー消費の高効率な照明器具(Hf蛍光灯³⁴やLED照明等)を採用します。また、明るさセンサーや調光制御システム等により、照明を個別単位できめ細かく制御することで、庁舎のエネルギーの有効利用を図ります。
- 耐久性に優れた材料を積極的に採用する等、庁舎の長寿命化を図ります。また、構造体と比べて耐用年数の短い設備機器等は、定期的な維持管理や将来の設備更新等が容易にできるようにします（適切な配置、搬出入動線の確保、業務用エレベーターの設置等）。
- 執務空間は、将来の職員配置の変更等に対応できるユニバーサルレイアウト等を採用し、レイアウト変更によるコスト削減を図ります。

³⁴ Hf 蛍光灯（インバーター蛍光灯）：インバーターを内蔵することで従来形の蛍光灯より高効率で消費電力を抑えることができる蛍光灯。

環境配慮イメージ図



※上図は1期棟のイメージであり、新庁舎の断面図を示しているものではありません。

7) バリアフリーに関わる機能

①建物内部の配慮

相談を伴うような業務空間では、高齢者や障害者等にも配慮した誰でも利用しやすい窓口構成とします。また、廊下や階段は、誰もが安全で移動しやすいように十分な幅員を確保するとともに、障害者や乳幼児連れの方等にも配慮し、多機能トイレを設置します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- エントランスフロアから窓口空間へは、特に高齢者や障害者、乳幼児連れの方の移動しやすさに配慮した段差のない動線や十分な広さを確保した計画とします。
- 窓口へのローカウンターの設定、多機能トイレの適切な配置等、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮します。

②建物外部の配慮

駐車場は歩行者と自動車の動線を明確に区分し、車いす利用者用駐車場は庁舎の出入口付近に確保します。また、雨天や暑気の対策も検討します。
公共交通機関の利用に配慮し、バス停や車寄せは庁舎の出入口付近に確保します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 駐車場や駐輪場は、来庁者が安全に移動できるよう歩行動線に配慮します。
- 車いす利用者駐車場については庁舎とバリアフリーでアクセスできるように配慮します。また駐輪場は雨天や暑気の対策として、屋根の設置等を検討します。
- 公共交通機関での利用しやすさに配慮し、バス停や車寄せは市役所前通りに面する位置に配置します。

③庁舎案内

高齢者、障害者や日本語に不慣れな方等に配慮し、誰にでもわかりやすい案内表示とします。

ハード面だけでなく、来庁者に対してわかりやすく丁寧な案内を行うことのできるホスピタリティを目指します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 国際化に対応した多言語表示によるサイン、ピクトグラムを採用するとともに、見やすい位置や向き、大きさ等に配慮したわかりやすく視認性の高い案内表示とします。併せて、さまざまな来庁者の要件や問い合わせに応じられるよう、総合案内窓口を設置します。

8) その他の機能

①セキュリティ機能

来庁者および職員の安全を確保するとともに、庁舎で取り扱う各種情報の適切な管理を行うためのセキュリティを確保します。

庁舎の業務用途に応じたセキュリティのレベルを設定するとともに、夜間利用や土日祝日利用等にも配慮したゾーニングとします。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 市民に開かれたオープンな場所については、セキュリティ上の管理区分に配慮しながら、夜間や土日祝日等の閉庁時間帯でも利用できるような配置を検討します。

②川口市を象徴付ける機能

川口市の地域に根ざした産業・文化を庁舎整備にできるだけ反映します。地場産業である鋳物や植木等の活用を積極的に図ります。

庁舎内には、市民の要望が高い市の歴史・文化等に関する展示スペースの設置を検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 市民利用の多い2期棟や、新庁舎の特徴でもある連絡通路は、特に市民に親しまれるよう、地域の特色でもある鋳物や植木の活用等、デザインに配慮し、本市の象徴となるような庁舎を目指します。
- 来庁者に本市の歴史・文化等の魅力を発信する展示スペースは市民利用の多い2期棟に配置します。

8. 事業計画に関する考え方

(1) 地元経済への波及効果

新庁舎建設事業の実施にあたっては、地元企業の参画、地元製品の活用、地域における雇用の創出等、さまざまな地元経済への波及効果が期待されるため、地元経済活性化の観点からも、適切な事業方式等について検討を進めていくものとします。

(2) 新庁舎建設事業に適用可能な事業方式

新庁舎の建設においては、本市の新庁舎建設事業の特徴を踏まえて、適切な事業方式を見極めることが重要です。

1) 各事業方式の比較

新庁舎の建設において適用可能と想定される代表的な事業方式について、各事業方式の一般的な特性及び留意点を整理します。

各事業方式の一般的な特性及び留意点

事業方式	特性	留意点
設計・施工分離発注方式	設計と施工を別の者が実施するため、設計と施工に関する責任の所在を明確化することが可能である。	設計企業、施工企業及び維持管理企業をそれぞれ別々に選定することから、ライフサイクルコストの削減は設計、施工及び維持管理の各段階で個別に工夫を講じる必要がある。
設計・施工一括発注方式 (DB方式)	設計時より施工を見据えた品質管理が可能となるとともに施工企業の得意とする技術の活用により、よりよい品質が確保される技術導入の促進を期待できる。	設計企業や発注者(市)のチェック機能が働きにくく施工企業側に偏った設計となる可能性がある。
設計施工・維持管理一括発注方式 (DBO方式)	設計企業、施工企業及び維持管理企業を同時に選定することにより、建設コスト及び維持管理コストを含めたライフサイクルコストの削減が図られる可能性がある。	資金調達は発注者(市)が行うことから、PFI方式と異なり市の財政負担額の平準化が図られにくい。
PFI方式	設計企業、施工企業及び維持管理企業を同時に選定することにより、ライフサイクルコストの削減が図られる可能性があるとともに、市の財政負担額の平準化が図られる。	事業者選定にあたってはPFI法に基づいた手続きが必要となることから、選定コストが大きく選定期間が長期化する。
リース方式	民間所有施設を長期間にわたって発注者(市)が借り受けることから、ライフサイクルコストの削減が図られる可能性があるとともに、市の財政負担額の平準化が図られる。	建設するのはあくまでも民間所有施設であることから、建物の性能水準(構造基準等)は民間仕様相当となることが一般的である。

2) 新庁舎建設事業の特徴を踏まえた事業方式選定の考え方

①現本庁舎を活用しながらの現地建替え

新庁舎建設事業では、現本庁舎を活用しながらの現地建替えとなります。このため、更地での新築事業と比較し、工事を進める上で、現本庁舎の利用を確保するための各種調整事項が数多く発生することが想定されます。

設計施工一括発注方式、DBO方式、PFI方式、リース方式は、本市と事業者が包括的に契約を締結し、建設工事の工程管理は基本的に民間事業者の責任下において行われます。しかしながら、現本庁舎を活用しながらの現地建替えでは、工程管理に影響を及ぼす調整が数多く発生することが見込まれるため、民間事業者の責任下による工程管理が難しくなります。

このため、新庁舎建設事業においては、本市の責任下で工程管理を行うことができる、設計・施工分離発注方式が適していると考えられます。

②長期間に渡る工期

新庁舎建設事業では、第1期工事と第2期工事を合わせた工期は5年以上の長期間にわたると想定されます。近年、東日本大震災からの復興に伴う建設需要や東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う建設需要の増加によって建設費が高騰しており、特に建設企業を中心として長期契約の締結を敬遠する傾向にあります。

設計施工一括発注方式、DBO方式、PFI方式、リース方式は、本市と事業者が長期契約を締結し、基本的には契約金額の範囲内での業務履行を求めることとなります。契約条件として物価変動による契約金額の見直し条項を織り込むことは可能ですが、これらの事業方式は設計図書に基づいて発注する方式ではないため、物価変動を反映することが技術的に難しいという指摘もあります。

このため、新庁舎建設事業においては、契約期間が長期間になりやすく、物価変動による契約金額の見直しを行いやすい、設計・施工分離発注方式が適していると考えられます。

③行政職員が市民サービスを提供する施設

新庁舎は、行政職員が市民サービスを提供する施設であることから、本市行政職員自らが利用しやすい建築計画を実現することができる事業方式が望ましいと考えられます。

DBO方式、PFI方式、リース方式は、設計・建設から維持管理・運営までを含めて一括発注することにより、維持管理・運営を行う主体が利用しやすい施設を自らが設計建設することで、効率的な建築計画の実現が期待される事業方式です。一方、新庁舎建設事業の場合、施設を利用するのは行政職員であり、これらの事業方式では、設計・建設を行う主体と施設を利用する主体は異なります。

このため、新庁舎建設事業においては、建築計画の仕様を利用者である行政職員が決定することができる、設計・施工分離発注方式が適していると考えられます。

3) 新庁舎建設事業の事業方式

新庁舎建設にあたっての事業方式については、本市の新庁舎建設事業の特徴を踏まえて、設計・施工分離発注方式を中心として検討を進めていくものとします。

(3) 設計者の選定方式

設計者の選定においては、本市の新庁舎建設事業の特徴を踏まえて、適切な選定方式を見極めることが重要です。

新庁舎の設計において適用可能と想定される設計者選定方式を例示します。

各設計者選定方式の概要

設計者選定方式	各方式の概要
技術提案方式 (プロポーザル)	発注者が、複数の設計者から対象プロジェクトの設計業務に対する設計体制、実施方針、プロジェクトに対する考え方等についての「技術提案」の提出を求め(図形表現はイラスト、イメージ図程度)、「設計者(組織・人)」を選ぶ方式。 設計競技方式と比較して、提案作成や設計者選定にかかる時間は短縮できる。
設計競技方式 (コンペ)	発注者が、複数の設計者から対象プロジェクトについての「設計図面」の提出を求め、その中から最も良い「設計案」を選び、その提案者を設計者に指名する方式。 具体的な「設計案」を選ぶため、提案作成や設計者選定に時間がかかる。

(4) 施工者の選定方式

施工者の選定においては、本市の新庁舎建設事業の特徴を踏まえて、適切な選定方式を見極めることが重要です。平成26年6月4日に公布、即日施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」では、事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用が位置づけられています。

今後、新庁舎建設事業の難易度、施工者による創意工夫の発揮、コストの削減と品質の確保、建設費の動向等を考慮したうえで、発注工事の範囲、参加資格要件、参加者の構成等について検討し、施工者選定方式を選定していきます。

新庁舎の建設において適用可能と想定される施工者選定方式を例示します。

各施工者選定方式の概要

施工者選定方式	各方式の概要
価格競争方式	発注者が示す仕様(設計図書)に対し、価格提案のみを求め、施工者を決定する方式。
総合評価落札方式	技術提案を募集する等により、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して施工者を決定する方式。
技術提案・交渉方式	技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式。

(5) 運用管理方式

現本庁舎の運用管理は、施設修繕等の維持保全について、必要に応じて個別に対応しているとともに、省エネルギー等への対応についても、照明の点灯抑制や空調設備の運転時間の抑制について人的・個別に対応しているため、総合的・長期的な視点での運用管理が複雑化している状況です。

新庁舎の運用管理方式の検討にあたっては、将来にわたって省エネルギー性能を維持していくとともに、ライフサイクルコストの低減を図る観点から、効率的かつ効果的な運用管理方式や運用管理業務の委託方式について検討を進めていくものとします。

(6) 事業スケジュールの検討

新庁舎の建設は、市民会館敷地及び本庁舎敷地での建替え工事となりますが、建設工事を大きく2つに区分し、既存の施設を活用しながら進めていきます。

1) 第1期工事

第1期工事は、市民会館敷地内の現市民会館を解体した上で新庁舎（1期棟）を建設し、現本庁舎から新庁舎（1期棟）に機能を移転します。

第1期工事については、耐震性能が著しく低い現本庁舎を早期に建替えることが急務になっていることから、早期の建設に向けて可能な限り工期短縮に努めることとし、平成31年12月に竣工することを目指します。

2) 第2期工事

第2期工事は、新庁舎（1期棟）への機能移転が完了した後に本庁舎敷地内の現本庁舎を解体し、新庁舎（2期棟）を建設します。本庁舎敷地内に新庁舎（2期棟）が完成した時点で分散している庁舎機能の一部を集約します。

なお、近年、建設費が高騰していることから、第2期工事の着工時期は、本市の財政状況や建設費の動向等を見極めながら判断していきます。

3) 事業スケジュール

第1期工事と第2期工事を合わせた事業スケジュールは、概ね次のとおりです。

新庁舎建設スケジュール（予定）

概要	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
基本構想・基本計画	[Red bar from 2014 to 2015]									
基本設計・実施設計		[Red bar from 2015 to 2016]		[Red bar from 2017 to 2018]		[Orange bar from 2019 to 2020]				
都市計画変更手続き等			[Red bar from 2016 to 2017]		[Red bar in 2017]		[Orange bar in 2020]			
工事	市民会館敷地(1期棟)			[Blue bar: 解体工事 from 2016 to 2017]		[Blue bar: 1期棟建設工事 from 2018 to 2019]				
	本庁舎敷地(2期棟)						[Blue bar: 解体工事 from 2020 to 2021]	[Blue bar: 第2期工事 from 2022 to 2023]		

新庁舎建設工事ローテーションのイメージ



(7) 概算事業費

1) 設計・建設費等

本市の財政収支の観点から、新庁舎の整備に係る事業費総額を現状で200億円(税込み)を上限として推進することが求められています。事業費総額には、庁舎本体工事費用、駐車場工事費用、外構工事費用、既存建物解体工事費用、付帯建築物工事費用のほか、建設工事費用以外に、設計監理費用、申請関連費用、什器備品費用、移転費用も含める必要があります。

上記のような財政的な制約がある一方で、近年、東日本大震災からの復興に伴う建設需要や東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う建設需要の増加により、庁舎整備に要する建設工事費は高騰しています。現在の建設費をそのまま第1期工事と第2期工事とを合わせた44,000㎡の新庁舎(駐車場部分を含む)の事業費総額として見込むと、210億円～220億円程度の事業費がかかることが想定されますが、基本構想において目標として示された200億円(税込み)にさらに近づけるよう、コスト削減に向けた方策を引き続き検討していきます。

同時に、建設段階のコストだけではなく、ライフサイクルコストとのバランスにも配慮しながら、長期にわたって経済的な庁舎としていくことを目指します。

2) 財源等の検討

本市では、昭和63年度より庁舎建設基金(現:庁舎等整備基金)を設置し、積み立てを開始しています。平成26年度末現在で、約63億7千万円となっており、事業費の確保が課題となっています。

このため、本市の財政負担を考慮しながら、地方債の適正な借り入れ等財源の確保を図ります。